

# 食品に関するリスクコミュニケーション（広島）

米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価案に関する意見交換会

平成17年11月18日（金）14：00～17：00

NTTクレドホール

主催：食品安全委員会

## 午後2時 開会

### (1) 開会

司会(西郷) 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中をお運びいただきまして、ありがとうございます。ただいまから、「食品に関するリスクコミュニケーション 米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価案に関する意見交換会」を開催させていただきます。

私、食品安全委員会事務局でリスクコミュニケーションを担当しております西郷と申します。本日、進行役を務めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

### (2) 開会挨拶

西郷 それでは、主催者側を代表いたしまして、食品安全委員会の委員長代理の寺尾允男委員よりごあいさつを申し上げます。

寺尾 皆様、こんにちは。食品安全委員会の寺尾でございます。

会場の皆様方、本日は米国及びカナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価案に関する意見交換会にご出席賜りまして、ありがとうございます。心からお礼を申し上げます。

会を開催するに当たりまして一言ごあいさつ申し上げたいと思います。

食品安全委員会は、本年の5月24日付で、米国及びカナダの輸出プログラムにより管理されました米国産及びカナダ産の牛肉及び内臓を食品として摂取する場合と、我が国の牛に由来する牛肉及び内臓を摂取する場合のリスクの同等性につきまして、管理省庁でございます厚生労働省及び農林水産省から食品健康影響評価の諮問を受けております。この諮問を受けまして食品安全委員会では、プリオン専門調査会を5月31日から10月31日までの間に計10回開催いたしまして、本件の内容につきまして審議を重ねてまいりました。

今回、プリオン専門調査会におきまして審議結果が取りまとめられましたので、これを受けまして、その内容につきまして国民の皆様方に説明申し上げるとともに、食品安全委員会のホームページを通じまして広く国民の皆様方からご意見を募集しているところでございます。

この期間を利用いたしまして、全国各地で順次意見交換会を開催いたしまして、消費者、生産者及び事業者等の関係者の皆様方に、内容につきましてご理解を深めていただきまして、さまざまな立場から相互に意見の交換を行う機会を設けることといたしました。これは、食品安全委員会における食品健康影響評価のプロセスの過程におきまして実施いたし

まずリスクコミュニケーションの一環として行うものでございます。

本日は、まずプリオン専門調査会の小野寺専門委員から、プリオン専門調査会での議論の背景や経緯、そして審議結果案の内容などにつきましてご講演いただきまして、続いて関係者の代表の方々に、パネリストといたしましてそれぞれの立場からご議論いただいた上で、それを踏まえまして会場の皆様方とも意見交換を行い、皆様方相互にこの問題について議論を深めていければと考えております。

BSE問題につきましては、今後とも的確な対応が必要であると私どもは考えております。食品安全委員会といたしましては、このような取り組みを通じて皆様方からいただきましたご意見等を踏まえて、さらに審議を進め、最終結論を得ていきたいと思っております。

そういうわけでございますので、本日は、どうかよろしく願いいたします。

西郷 ありがとうございます。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

お手元に配付いたしました水色の封筒の中、配布資料一覧が入っています。ごらんください。資料は、議事次第、きょうご講演の方、パネリストの方のプロフィール、それからパネルディスカッション・意見交換のときの座席表。

それから、資料1、「『米国・カナダの輸出プログラムにより管理された牛肉・内臓を摂取する場合と、我が国の牛に由来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの同等性』に係る食品健康影響評価(案)について』。ちょっと長い題でございますが、これが寺尾委員の話にもありましたように、意見・情報の募集が今かかっている本日の議論の対象となっているものでございます。資料2が、その概要でございます。資料3が、この後すぐご講演いただくときに映し出されますスライドの打ち出しでございます。実際のスライドは、小野寺先生に若干アレンジしていただいておりますけれども、見えない場合はこの資料3をごらんください。

なお、資料3に1つ訂正がございます。10ページの上の方に、飼料規制の表がございます。日本の豚と鶏と書いてあるところの下に××とあって、皆様方のお手元には「1996年4月」と書いてあると思います。正しくは、スライドに映し出されております「2001年10月」です。それから、牛の欄の、豚と鶏のところも、お手元では「96年4月」と書いてありますが、これは「2001年10月」の誤りでございました。大変申しわけございませんが直していただきたいと思っております。要するに4カ所ほど「2001年10月」に変わっていると

いうことでございます。

資料の説明に戻らせていただきます。参考資料1、これが先ほどの評価案について、意見・情報の募集にかかっていますというお知らせでございます。参考資料2は、厚生労働省及び農林水産省から、今回、このようなことについて評価をしてほしいという要請を食品安全委員会がいただいたということでつけてございます。参考資料3は、厚生労働省、農林水産省につくっていただいたのですけれども、「米国、カナダにおけるBSE対策 我が国とのBSE対策の比較」、これもスライドの打ち出し資料でございます。

それからアンケートが入っていると存じます。私ども、このような意見交換会を今後よりよくしていくために、参考とさせていただきたいと思っておりますので、ご記入いただいて、お帰りの際に出口で回収させていただければと思っております。

それから、食品安全委員会のご紹介をしております小さなリーフレット、「安心を食べてほしいから。見守っています、食の安全。」というのが入っております。その中を見ていただきますと、食品安全委員会といわゆるリスク管理機関の関係などもわかるようになってございます。

それから、「食品の安全性に関する用語集」という白い小冊子、正誤表と一緒にしているかと存じます。これは、食品の安全性についての用語が難しいということもありましてつくらせていただいたのですけれども、本日出てくるようなBSE関係の用語も中に入っておりますので、参考にしていただければと存じます。

資料は以上でございます。何か不足がありましたら、係にお申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは、講演に入らせていただきます。

本日は、米国・カナダ産牛肉等に係るリスク評価につきまして、食品安全委員会のプリオン専門調査会のメンバーでいらっしやいまして、東京大学教授の小野寺先生にご講演をお願いすることになっております。

それでは、先生、よろしくお願い申し上げます。

(3) 講演

## 米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価(案)について

食品安全委員会プリオン専門調査会専門委員

小野寺 節

ただいま紹介いただきました東京大学農学部の小野寺と申します。食品安全委員会のプリオン専門調査会の委員をしております。

まず、お手元の資料3を見ていただきたいのですけれど、この資料に沿って説明をさせていただきます。

(パワーポイント1)

これは、こちらの方で目次をつくったわけですが、「はじめに」の部分がありまして、これまでのBSE問題などについての経緯がありまして、その後3番目に、食品健康影響評価の考え方という説明があります。

その後4番目から、生体牛のリスク評価、侵入のリスク。これは主にアメリカとかカナダに対してヨーロッパの国からの肉骨粉とか生体牛が入ってきたという、要するに国の中に入ってくる病原体がどれだけあった可能性があるかという侵入のリスク。

それから暴露のリスク。これはちょっとわかりにくいところがあるのですけれども、この暴露というのは、あくまで牛と牛との間の暴露の問題で、したがって、アメリカとかカナダの国内対策でどれだけえさの規制があったかという暴露のリスクです。これが、後でお話がありますけれど、かなり対策が日本より緩いということがあるものですから、暴露のリスクに関しては、例えば1倍とか1.5倍とか数倍とか、いろんな数字が出てまいります。

その後、生体牛のリスクの評価ということで、サーベイランスの状況というのがありまして、最終的に生体牛のリスクの評価ということになります。これは、アメリカ・カナダで、もし日本並みにサーベイランスあるいはスクリーニングを行ったら、大体どれだけのBSEが出た可能性があるかという推論になります。

その後、ここがどちらかというときょうは一番重要なところなのですけれど、食肉・内臓のリスク、と畜場の問題とあります。要するにと畜場で特定危険部位をとっている。少なくとも日本向けにはと畜場で20カ月齢以下の牛に限るということですから、ここでかな

りのリスクの低減措置というのがとれますから、こちらで5倍とか数倍というリスクがあって、ここで急にほぼ1倍、リスクの差は小さいという話になる。こことここでちょっと話がずれるのではないかという意見があるのですが、こちらは牛と牛との間の問題で、ここから牛と人間の問題ということで、リスクの内容が若干変わっております。

最終的に、「米国・カナダ・日本の対策の比較」というのがありますけれど、これは恐らく時間の都合上、かなり説明を飛ばさせていただきます。

(パワーポイント2)

まず、「今回の食品健康影響評価」ということですが、これの内容は、「米国・カナダの輸出プログラムにより管理された牛肉・内臓を摂取する場合と、我が国の牛に由来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの同等性に係る評価」ということで、この文面が正式な名前ですけど、審議を行った専門調査会は食品安全委員会のプリオン専門調査会ということになっております。

(パワーポイント3)

これが「いつ、誰から、誰に評価が依頼されたのか?」次のページになりますけれど、平成17年5月24日に、厚生労働大臣及び農林水産大臣より、食品安全委員会委員長に対して評価が依頼されました。

(パワーポイント4)

「何について評価したのか?」ということになりますと、牛肉ですけど、日本の場合は、ほとんどの牛は20カ月を超えてと殺しますから、日本の全月齢の牛肉とアメリカの20カ月齢以下の牛肉のリスクを評価するということです。これに関して、上乗せ規制というのがこちらに書いてあります。輸出プログラムによる規制ということで、まず第一に20カ月齢以下の牛であること。確実にSRMを除去するという上乗せ条件を入れた上で、20カ月齢以下の牛肉と日本の全月齢を比較するということになります。

(パワーポイント5)

後で、もう一度この制度が出てきますけれど、結論としては、「科学的同等性を厳密に評価するのは困難」であるということが書いてありますが、これも一応、「厳密に」という言葉に結構こだわっていいですけど、後で説明がありますけれど、アメリカとかカナダの評価をする前に、日本の国内産の対策の評価というのをかなり厳密にやりましたから、それに比較するとアメリカ・カナダに関するデータも質・量とも不明点が多いということで、したがって、評価することが困難であるというのが1/3の結論としてあります。これに関

しては、「輸出プログラムが遵守されたと仮定した場合、米国・カナダ産牛肉と国内産牛肉等のリスクの差は非常に小さい」、しかしゼロではないということがいわれております。

そういうことですが、最後の1/3で、これはどちらかというと管理機関、農林水産省、厚生労働省側に対する意見ですが、もし仮に輸入が再開された場合、管理機関による輸出プログラムの実効性・遵守状況の検証が必要であるということで、守られているという仮定の上で評価するということがあったために、それが厳密に評価するのは困難であるということのもう1つの理由になるわけです。

(パワーポイント6)

輸出プログラムというのがここに出っていますが、これは我々が新たにつくる検証システムです。B E V、Beef Export Verification Programという日本向け輸出プログラムがアメリカの方にはありますけれど、カナダの方でも日本向け輸出基準というものを新たに設けます。これらが、少なくとも20カ月齢以下であり、SRMが完全に除去されているというものの検証システムです。アメリカとかカナダではこういうことをやっていないのですけれど、日本向けにだけ特別こういうプログラムをつくるということで、アメリカ・カナダにおいてはダブルスタンダードになります。これらの要件を満たす牛肉のみが政府により認証されて、日本向けに輸出されるであろうということが書いてあるわけです。

(パワーポイント7)

次は、これまでの経緯になります。次のページを見ていただきたいのですが、平成15年、今から2年前にカナダでBSE検査陽性牛が確認されました。したがって、日本では、同日付で輸入を禁止しました。ところがそれから半年後、12月24日に米国でもカナダ産の牛でBSE検査陽性牛を確認して、日本は同日付で輸入を禁止したということがありました。その後、平成16年10月15日に、農林水産省、厚生労働省が「我が国におけるBSE対策について」の評価依頼の諮問を行いました。それに関して、その後、10月23日に日米局長級協議で、科学に基づき牛肉輸入再開をさせること及び日本向けに牛肉輸出プログラムを設けることについて認識を共有したということがあります。

(パワーポイント8)

最終的に、平成17年5月6日に、食品安全委員会は厚生労働省及び農林水産省に対して、「我が国におけるBSE対策について」、食品健康影響評価を答申した。

これはどういうことかといいますと、1つは、もし20カ月齢以下の牛のBSE検査をしなかった場合、一体どれだけ日本の牛肉のリスクが高まるか。もっと具体的にいえば、そ

れによってどれだけ日本人にv C J D、変異型ヤコブ病がふえる可能性があるかということに関する健康影響評価を答申したわけですが、20 カ月で一応検査をした場合も、以下でしなかった場合も、結局日本のv C J Dの確率というのは、たしか0.1 から0.8 ぐらいの間で、極めて小さい。少なくともリスクは変わらないということで答申したわけです。

その後、これからがきょうの本題になりますけれど、5月24日になって、改めて厚生労働省、農林水産省より米国・カナダ産牛肉に対する評価依頼というものがあまして、プリオン専門調査会で調査審議することを決定して、その後10回の専門調査会の開催の後、ひとまずの結論が出まして、そこで11月2日から食品安全委員会が評価結果案に対する意見・情報の募集を実施して、現在に至っているわけです。

(パワーポイント9)

次に、「食品健康影響評価の考え方」ですが、これに関しては、日本におけるB S E対策のリスク評価等の評価項目を基本に、日本と米国・カナダ産牛肉のB S Eリスクを、この場合は後でかなり悲観的な数字が出てきますけれど、なかなか定量的なことが難しいものですから、総合的にかつまた悲観的な定性的評価を実施したということになります。

そうしますと、そこに関しては2種類のリスクがありまして、まず、牛から牛のリスク、牛の間のリスクですね。これは、むしろ牧場とかのリスクで、アメリカのリスクです。それには侵入のリスク、ヨーロッパから北米に侵入したリスクと、暴露・増幅のリスク、アメリカ及びカナダの牧場におけるリスクの比較ということがあります。もう1つは、牛肉及び牛の内臓のリスク。これは、アメリカのと畜の各プロセス、食肉等のリスクを、日本の同じプロセスのリスクと比較した、したがって、それに関しては牛から人へのリスクということになります。

(パワーポイント10)

また繰り返しますけれど、生体牛のリスク。ここでは、随分いろいろな悲観的な数字がたくさん出てきます。あとは牛肉のリスク。これは牛から人へのリスクですが、どれだけS R M(特定危険部位)が外されるかということの検証があります。そういうことで、最終的には、米国・カナダ輸出プログラムによる牛肉等と日本の牛肉等のリスクの比較がなされます。

(パワーポイント11)

次のページをめくっていただきたいのですが、まず評価項目。これは生体牛ですから、結局、牛と牛とのリスクということになります。この場合は侵入のリスク。これは、

外国からの生体牛の輸入及び肉骨粉の輸入、動物性油脂の輸入ということがありまして、その後、アメリカ・カナダの国内における飼料規制の問題、遵守状況と交差汚染の可能性。あとは、BSEの暴露・増幅リスクシナリオということが説明されます。最終的に、リスク評価の場合、国内対策の問題がありまして、これがサーベイランスによる検証ということで、米国及びカナダと日本のサーベイランスの比較に対する検証がなされます。

(パワーポイント12)

次に、リスク2として、牛肉。これは牛から人へのリスク評価ですけれども、これに関しては、アメリカの牛のトレーサビリティと、と畜頭数、と畜場の各プロセスに関して評価されます。その3番目として、牛肉等のリスクの比較として、AMR(先進的機械回収肉)と内臓の問題がありますけれども、AMRに関しては日本に輸出されないということですので、今回は細かい評価はしませんでした。あと内臓に関しては、内臓というのは具体的には牛の舌とか、小腸いわゆるホルモン焼きの場所ですけれども、そういうものに対するリスク評価ということになります。

(パワーポイント13)

それでは、まず「生体牛のリスク評価」ということで、侵入のリスクということになります。

(パワーポイント14)

これは、米国・カナダに対するヨーロッパからの侵入リスクということですが、日本はヨーロッパからいわゆる生体牛、生きた牛を33頭輸入しております。しかしながら、アメリカは同じ時期に200頭以上輸入している。カナダは、117頭から約200頭近く輸入している。EUからも輸入しているけれど、英国から輸入した牛に換算してということになりますと、日本が33頭に対してアメリカは約220頭で、カナダは120頭であるということ、これを考えても、アメリカの場合は日本の大体6倍から7倍ぐらいの生体牛のリスクがあるということです。これはかなり悲観的な数字ですが、一応そのうち96%が肉牛であるということ、そのリスクを1/4にするとか、いろいろ補正がありますけれども、要するに悲観的に見れば7倍のリスク、楽観的に見れば4倍のリスクがある。カナダの場合は、4倍から6倍ぐらいであろうということになります。

(パワーポイント15)

次に、肉骨粉の輸入の問題ですが、日本は肥料ということで、ヨーロッパから約560トンの肉骨粉が輸入されています。しかしながら、アメリカ・カナダではそれほど肉骨粉

は輸入されていないということで、これについての我々の結論は、少なくとも肉骨粉の輸入に関しては、アメリカは日本のリスクの1/12から1/47であろう。カナダの場合はもっと少なく、恐らく1/5000ぐらいであろうということになります。

(パワーポイント16)

動物性油脂の輸入のリスクですけれども、日本はオランダから粉末油脂を大体1245トン輸入していますが、アメリカ・カナダは、ほとんど輸入していません。アメリカは、他のEUから約643トン、アルゼンチンから3000トンと2000トン輸入していますが、これは日本の1/2のリスクである。カナダの場合は、不明ですけれども、これを見ても恐らく1/12以下のリスクであろうということになります。

(パワーポイント17)

そうしますと、アメリカ・カナダの牛に対する侵入リスクということで、輸入生体牛、肉骨粉・動物油脂の侵入リスクを総合的に比較すると、日本と米国・カナダの総合的侵入リスクはそれほど変わらない。しかしながら、もしそこで生体牛のリスクということだけを重く見れば、米国は日本の1.5倍から7倍以下の侵入リスク、カナダの場合は日本の4倍から6倍以下の侵入リスクということになります。

(パワーポイント18)

次に、「生体牛のリスク評価」。これは、アメリカ・カナダの国内対策の検証ということになります。

(パワーポイント19)

これに関しては、「飼料規制」ということが一番の大きな問題です。先ほどお手元に数字の訂正をお願いしますということがありましたけれども、ここが皆2001年10月ということになります。これに関しては、1996年の4月から部分的に規制されていたということになりますけれども、日本の場合は、少なくとも牛からつくられた肉骨粉というのは、牛、豚、鶏に関して全面的に禁止されている。米国・カナダの場合は、牛から来た肉骨粉は、牛には禁止されているけれど、鶏、豚にはまだ使われている。これに関して、現在規制強化を検討中であるということになってはいますが、まだ実行されていないということで、もし実行されればリスクはもっと低くなると思うのですが、実行されていないという前提で、米国・カナダは日本よりも少なくとも数倍、牛において汚染リスクが高いということになります。

(パワーポイント20)

「飼料工場における飼料規制」の問題。これは交差汚染の問題ですけれども、日本の場合は、遵守が100%ということですが、アメリカ・カナダの場合、一応向こうの資料によると、米国が97%、カナダが約90%以上である。しかし、残念ながら小さな農家とかでは自家配合ということが行われていますから、そういうところでは、牛のえさと豚のえさが交差汚染する可能性がどうしても否定できないということで、現在の米国・カナダの飼料規制のもとでは、一定の割合で交差汚染を起こす可能性が今後も残るということになります。

(パワーポイント21)

もう1つ、特定危険部位で国内対策がかなり日本と大きく違うところです。日本の場合、特定危険部位というのは、ここに書いてありますけれども頭、脊髄、脊柱、回腸遠位部。これは、全月齢で外して、と畜場の外に出さないで全部焼却処分にするということになっています。しかしながら米国・カナダの場合は、一応OIEの条件の最低基準を守っているということで、結局30カ月齢以上のこういう臓器に関して特定危険部位にする。ただし、扁桃とか回腸遠位部に関しては、全月齢で特定危険部位にするということになります。しかしながらこれに関しては焼却するというのではなくて、例えば脳などの場合ですと、一応食料にはしないということで、例えば石けんにするとか、そういうことも行われているということになります。

(パワーポイント22)

特定危険部位の話になりますけれど、これはよく食品安全委員会のホームページとかパンフレットにたくさん出ていることですが、特定危険部位である脳、脊髄、目、扁桃、回腸遠位部に、牛の病原体全体としてどれだけの比率で分布しているかということ、99.4%はこういうところに分布しているというのが、推定値ですけれども1999年にEU委員会から報告されています。

これがなぜ100%にならないかということ、1つはWHOの方の意見がありまして、世界保健機構の方では、少なくともBSEと診断された牛は、肉も食物連鎖の中に入れてはいけないということになっていますから、そうするとBSEと診断されれば、恐らくこれ以外のどこかに、残りの0.5~0.6%ぐらいはあるだろうと、これもまた推定値として考えております。

(パワーポイント23)

そういうことで、「BSEの暴露・増幅リスクシナリオ」とここに書いてありますけれど、

これはえらい難しい数字で、10000 I D<sub>50</sub>と書いてあります。I D<sub>50</sub>というのは、牛を売って50%が発病するという、1 感染単位と我々はいっているのですけれども、そういうものが10000 感染単位あると仮定すると、その99.4%がS R Mですから、もしこれが処理されれば、一応率はかなり減るということで、結局それが最終的にレンダリングされるということで、100 感染単位、I D<sub>50</sub>になる。これが肉骨粉になって交差汚染の可能性があるので、最終的に再度飼料に恐らく10 I D<sub>50</sub>、10 感染単位ぐらいいは残るだろうということになります。

これはアメリカのシナリオですけれど、これぐらいの量ですと、これが恐らく100 頭ぐらいの牛に感染するだろうということになります。そうなると、毎年B S Eが見つかるわけではなくても、例えば5年に1回ぐらいいは、これからもアメリカではB S Eが見つかる可能性があるということになります。それは、カナダでも同じことです。

(パワーポイント24)

そうしますと、B S Eが出て、飼料規制が行われたのですけれど、それがまだ完璧に実施されているわけではない。将来、完璧にすることを検討中であるということですが、えさの規制が現在の状況でなされているのなら、ことしB S Eがあつて、それで来年なくなったということになっても、再来年にまた出てくるということで、恐らく今後ともアメリカでは、B S Eが何年かに1度の割合で検出される可能性があるということになります。

(パワーポイント25)

この後に、汚染暴露・増幅のリスクということでまとめてありますけれど、米国及びカナダは、日本よりも1.5倍、悲観的な数字だと数倍ということになります。これは、あくまでも牛と牛との間の問題で、結局S R Mが反すう動物以外に飼料として用いられていること、飼料の交差汚染が完全でないことを考慮すると、日本の場合は、ことし、来年、B S Eがもし出たとしても恐らく少ないだろうと思いますけれど、アメリカ・カナダの場合は、B S Eの症例はそれより最低で1.5倍、あるいは数倍ぐらいい出る可能性があるということになります。

(パワーポイント26)

次にサーベイランスの問題。現時点において、日本では今20例ぐらいのB S Eが見つかっておりますけれど、アメリカ・カナダでは恐らく2例とか3例ぐらいいしか見つからないわけです。そういうことを見ますと、結局サーベイランスの問題があるわけですね

ども、これに関しては、日本の場合はここに書いてありますが21カ月齢以上の全頭検査、現時点においては自主的に全月齢で全頭検査をやっていますけれど、もう1つは24カ月齢以上の死亡牛の検査をしている。しかしながらアメリカ・カナダでは、高リスク牛のみ検査するということです。

高リスク牛というのはOIEの言葉ですけど、1つは歩行不能牛、向こうではダウナーといっています。それと中枢神経症状牛。これはクリニカル・サスペクト、神経症状を起こしている牛ですね。あともう1つは、エマージェンシー・スローター、例えば農場で骨折を起こしたりとか、事故で結局と畜場までたどり着けなかった牛。こういうのを高リスク牛といいますが、これの検査だけを行っているということですね。ただ、後でいいますけれど、これに関しても100%やっているわけではない。

検査法としてはELISA法をやっています、その後確定検査としてIHCという免疫組織化学法をやっていましたけれども、ことしの5月からウェスタン・ブロットィング法を行うようになったということになります。

(パワーポイント27)

次のページを見ていただきたいのですが、検出データということで、日本の場合は大体450万頭牛がいる。カナダの場合はその数倍ですから1500万頭の牛がいる。アメリカは日本の20倍以上ですから9000万頭、我々は1億頭と大まかにいっていますけれど、それぐらいの牛がいるということになります。

健康牛は全く検査されていないというのが後で出てきますが、農場死亡牛、高リスク牛については、日本の場合は実際は20万頭ぐらいいるのですが、そのうちの24カ月齢以上というので10.6万頭、これはEU委員会並みの検査ということで10.6万頭ということになっていますが、これを調べている。カナダの場合は、大体5万3000頭高リスク牛がいると彼らはいっていますが、そのうち調べられているのは半分以下。大体2万頭から2万数千頭を調べている。アメリカの場合は高リスク牛が113万頭いますけれど、そのうち去年調べられたのは大体三十数万頭ぐらいである。したがって、必ずしもこれらが全部調べられているわけではないということになります。

(パワーポイント28)

あと健康牛になりますけれども、健康牛の場合は、両方とも検査していないから、比較のしようがない。日本の場合は、126万頭全部調べられているということで、大体90万頭に2頭ぐらいの比率で出ているということですね。もしアメリカ・カナダが健康牛で30

カ月齢以上を検査した場合、30カ月以上の検査というのは、EU並みというかFAOが勧告した条件ということですが、カナダでは大体8万頭で3頭程度、アメリカでも110万頭で1頭から3頭ぐらい見つかるだろうということになります。

(パワーポイント29)

そういうことで、今まで日本が検査したのと同じぐらいの期間でアメリカ・カナダが同じ条件で検査をしたということになりますと、日本の場合は今までに20頭ありまして、これは30カ月齢以上の検査で大体100万頭で5頭ぐらいですが、カナダでは98万頭で6頭、米国では380万頭で4頭ぐらいの比率で、これはあくまで推定値ですけれど見つかる可能性があるということです。

もう1つ、ここに「若齢感染検出限界以下のリスク」と書いてありますが、これはすり抜け率と我々はいっていますけれど、結局BSEの検査というのは、必ずしも100%感度が高いわけではない。特に1次検査のELISAテストは、ある一定の病原体がないと検出できなくて、それ以下のものですとどうしてもELISAにひっかかってこない。我々はそれをすり抜け率といっているのですけれども、推定値ですがもし5頭以下検出されたとすると、検出されずにすり抜けるのも年間6頭か7頭ぐらいだろうということで、100万頭で5頭ぐらい、大体1対1ぐらいで出るだろうということです。

しかしながらアメリカ・カナダの場合は、実際のえさの規制が不十分であるということですから、こんな比率ではなくて、恐らく年間カナダで28頭、アメリカでは36頭ぐらいのすり抜け率が出るだろうということになります。したがって、このことにおいてアメリカ・カナダの方が日本よりもある程度リスクが高くなるという計算になるわけです。

(パワーポイント)30

日本のBSE検査をアメリカ・カナダのサーベイランス・データに外挿して年間で比較しますと、アメリカの場合が5倍から6倍、カナダの場合が4倍から5倍の比率でBSEに汚染した牛が出る可能性があるということです。しかし汚染の割合でいうと、日本の場合は100万頭に対して大体5頭から6頭ぐらいですけれど、アメリカの場合は頭数は多いけれども、牛の頭数が日本の20倍以上いるということで、それで割ると約1頭ぐらいになる。カナダの場合は日本の数倍いるということで、割ると日本と同等になるということになります。

(パワーポイント31)

次のページになりますが「生体牛のリスクの総括」。これは、あくまでも牛と牛との間で

すから、具体的にはアメリカ・カナダでどれだけBSEに汚染した牛がいるかということになるわけです。そうしますと、生体牛のリスクということで上に書いてありますが、楽観的には日本と同等である。しかしながら、これを悲観的に見ると、飼料規制が非常に緩いということで7倍から10倍ということになります。したがって、現在の状況では、まだアメリカ・カナダではこれからもBSEの頭数がふえる可能性がかなり高いということになります。

最終的結論としては、米国・カナダのサーベイランスの強化・継続が今後とも必要で、少なくとも疫学的に正確なデータを得る必要があるだろう。それがリスク評価には必ず必要であるということになります。したがって、今後、仮にアメリカ・カナダがサーベイランスを強化・継続ということでデータがふえたりとか、またはサーベイランスの強化・継続をもうやらないということになりますと、場合によってはリスクの再評価もあり得るということになります。

(パワーポイント32)

今まで、随分牛と牛との間の話をしてきましたが、最終的にこれが「食肉・内臓のリスク」、これが一番重要な場所で、牛から人へのリスクの問題になります。

(パワーポイント33)

これに関しては、月齢の確認。先ほどいいましたように、その中の20カ月齢以下の牛だけを日本に輸出する。しかも、必ず特定危険部位を外すという前提条件、上乘せ条件があるから、果たしてそういう上乘せ条件は妥当であるかという検証になります。

これに関して、日本の場合はトレーサビリティがあるものですから、と畜場で約130万頭の牛の月齢が確認されます。それに対してカナダの場合は、出生証明書がありますから、約20%、約70万頭の牛が証明可能である。ところがアメリカの場合は、結局10%ぐらいしか出生証明書がない。あと10%ぐらいは、A40でどうにか20カ月齢以下ということが確認できるということです。

(パワーポイント34)

A40の妥当性に関して表が出ていますけれど、ちょっと前に戻りましてA40とは具体的にどういうことかということ、背割りをしたときに棘突起の軟骨が出るわけですが、そこにある程度の年になるとカルシウムが沈着する。特に腰椎の棘突起のカルシウム沈着の度合いによって、ある程度月齢が推定できる。それと同時に、赤身の質も付随して判断材料になるということで判定します。そうしますと、少なくとも20カ月齢で線を引くと、A

40 でしたら、サンプルが 196 の場合は、実際の数値と合わせると 17 カ月ぐらいが一番上限であるということで、A40 を選んでいる分には 20 カ月齢以下であるということがいえるだろうということになったわけです。

(パワーポイント 36)

あと、と畜場の問題で、これに関してはスライドを飛ばしましたけれども、次のページを見ていただきたいと思います。年間で、日本の場合は 130 万頭の牛をと畜して、アメリカの場合はその 2 倍以上、カナダの場合も数倍の牛をと畜していますが、その場合の獣医師による検査というのは、日本は 1 頭について約 80 秒、米国・カナダの場合は 1 頭について約 12 秒であるということで、極めて早い。日本では、と畜場での B S E 検査に関しては、任意ですけれども全月齢を現在検査している。ところが向こうは、全く実施されていないという問題があります。

(パワーポイント 37)

もう一つ、と畜場の過程の検証ですけれども、スタンニングは、アメリカでもカナダでも、全世界でこれ以上のいい方法がないということで実施されています。ピッシングに関しては、残念ながら日本の場合で約 80% で実施、アメリカ・カナダでは実施されていない。S R M 除去に関しては、日本では全部実施されていますけれども、カナダの場合は今までは 20 カ月齢以下では実施されていなかったのですが、輸出プログラムで全月齢の S R M 除去を実施する。したがって、S R M 除去が確実に実施されているかということ、我々は必ず検証する必要があるわけです。

(パワーポイント 39)

またスライドが飛びますけれど、次のページを見ていただきたいと思います。牛肉及び牛の内臓のリスク評価ということになりますと、B S E プリオンの体内分布。これは学問的な話になりますけれど、特定危険部位以外にもプリオンが出ることもあるだろうということで、現在のところわかっているのは、B S E 症状を呈した感染牛、高リスク牛、これは 1 例ですけれど日本のデータとドイツのデータと両方ありまして、それでは末梢神経などからも B S E プリオンを検出することがあり得る。これはあくまでも症状牛で、潜伏期の実験感染牛では、筋肉から B S E プリオンは不検出である。

しかしながら、その下に書いてありますけれど、今後とも英国、ドイツでの大規模なサンプリング実験も含め、注視・精査の必要があるだろう。一番下に書いてありますけれど、したがって、その国の汚染程度の低下に伴い、発症までの期間は延長するというので、

肉骨粉を規制したり、特定危険部位を外したりということをやっている国は、汚染程度がどんどん低下するわけで、その場合は当然、発症するまでの期間は延長されるということです。

(パワーポイント40)

次に、「牛肉及び牛の内臓等のリスクの比較(2)」ですが、ここに先進的機械回収肉(A MR)ということがありますが、これは日本では輸入しないということになっています。あと内臓の問題、これは特に牛の舌とかホルモン焼きに使う小腸の問題になりますが、A40での月齢判別というのは、筋肉ではできますけれど内臓の場合は不可能であるということで、輸出は一切ない。しかしながら、ある程度月齢がわかっていたり、内臓と枝肉を対応して識別管理できる場合は、輸出が可能であろうということになります。

(パワーポイント41)

次に、「牛肉及び牛の内臓のリスクの総括」になりますが、日本向け輸出プログラム条件が遵守されれば、BSEプリオンによる汚染の可能性は非常に低い。内臓に関しては、A40による月齢判別のみでは日本に輸出することは不可能であり、内臓と枝肉を対応して識別管理できる場合のみ日本向けに輸出可能であるということになります。

(パワーポイント45)

また、結論に戻ってきますけれど、結局、最終的に「科学的同一性を厳密に評価するのは困難」であるということが、その1/3に書いてあります。これに関しては、得られるデータというのが限られているということがありますし、もう1つは、その前に国内対策においてはかなり厳密なデータが得られたわけで、それに比較して困難が多かったということになります。

しかしながら、限られたデータの中でも、その範囲の中で比較すれば、もし輸出プログラムが遵守されたと仮定した場合、ということは特定危険部位を必ず外すとか月齢が確実に判定されているということですが、結局こちらでは危ないという話があるわけですが、そういうのがちゃんと守られていると仮定された場合は、アメリカにはBSEが日本と同じかそれ以上いるかもしれないけれども、結局米国・カナダ産牛肉と国内産牛肉のリスクの差は非常に小さいということになります。

そのあとの1/3は、むしろ農林水産省、厚生労働省に対する意見ですけど、輸出プログラムの実効性・遵守状況の検証が必要であるということになります。

(パワーポイント47)

次のページ、最後になります。「結論への付帯事項」ということで、これはアメリカ・カナダに対して物申すということなのですけれど、今後ともSRMの除去の実効性を担保してほしいとか、今後ともサーベイランスの拡大継続をしてほしいとか、飼料規制強化、これに関しては、国際諮問委員会からもいろいろいわれていることでもありますから、そういうことに関してもっと強化してほしいとか、輸出プログラム遵守のためのシステム構築の確立と確認を行ってほしいということになります。

これで時間ですので、ご清聴ありがとうございました。(拍手)

西郷 小野寺先生、ありがとうございました。

ご質問等もあろうかと存じますけれど、意見交換の際にまとめて承りたいと存じます。

では、模様がえのためにちょっと休憩をとらせていただきます。現在3時5分前ですので、3時10分までに席にお戻りいただくようお願いします。

それでは休憩に入ります。

## 休 憩

### (4) パネルディスカッション及び会場参加者との意見交換

西郷 それでは、後半のパネルディスカッション、意見交換に入ってまいりたいと存じます。

最初に、きょうパネリストとしてご議論いただく方々が壇上にいらっしゃいます。ご紹介申し上げたいと思います。皆様、「座席表」と「講演者及びパネリストプロフィール」をらんいただけますでしょうか。

皆様方から向かって一番左側でございます。本日のパネルディスカッション、意見交換会のコーディネーターをお願いしております日本経済新聞編集委員の中村雅美様です。

お隣りが、先ほどご講演をいただきました食品安全委員会プリオン専門調査会専門委員で東京大学教授の小野寺節先生です。

そのお隣りは、きょうは消費者のお立場から議論に参加していただくということになっております、広島県消費者団体連絡協議会事務局長の岡村信秀様です。

そのお隣りに、生産者のお立場でご議論をいただくことになっております、全国農業協同組合連合会広島県本部畜産部長の山崎逸郎様です。

それから、事業者のお立場からきょうはご参加いただいております、社団法人日本フー

ドサービス協会 B S E 対策実行委員、エスフーズ株式会社東京支店長の旦有孝様です。

きょうは、関係行政機関にもご参加いただいております。厚生労働省医薬食品局食品安全全部監視安全課長の桑崎俊昭様です。お隣が、農林水産省大臣官房参事官消費・安全局ご担当の伊地知俊一様です。

以上のメンバーで進めさせていただきます。

幾つかお願いがございますので、よろしくお願いたします。

パネルディスカッションがある程度進みますと、コーディネーターから会場の皆様にご意見どうぞということがあると思います。そのときには挙手をお願いします。指名されましたら、お名前とできましたら所属など、お立場などをいっていただければと思います。

大変恐縮なのでございますけれども、なるべくたくさんの方に発言していただきたいということでございまして、会場でのご発言についてはお一方様 1 回 2 分以内ということで進めさせていただきますと存じます。1 分 40 秒ぐらいたちましたら、ベルを 1 回鳴らします。2 分回りましたら、ベルを 2 回鳴らします。そうしたらお次の方に交代という形でやっていただきたいと思ひます。まことに恐縮でございますけれども、たくさんの方にご意見をいただくという趣旨でございますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

きょうは会場の都合で、5 時に全体的に終了ということにしております。議事進行にご協力をいただければと存じます。

それでは中村コーディネーター、よろしくお願申し上げます。

中村 中村でございます。よろしくお願いたします。

今西郷さんからお話がありましたように、これから 5 時まで、パネルディスカッションを始めたいと思ひます。大よそ 110 分ほど時間をちょうだいしておりますので、前半の約 50 分強をもちまして、壇上に上がっておられますパネラーの方々、小野寺さんも含めて話し合いをしたいと思っております。残りの 50 分強を使いまして、フロアの皆様からいろいろご意見をちょうだいできればと思っております。日ごろ思っておられる疑問あるいは提案、提言といったことがございましたら、ぜひこの機会ですでお話しになってください。

今お話がありましたように、お一方のご質問は 2 分以内でよろしくお願いたします。予鈴と本鈴が鳴るようございまして、これを聞きますと、私何十年前かに学会で発表したときに、チン、とチンチンが鳴って、1 回目のチンが鳴ったときに急に早口になって結論にいったったということをお出しまして、ちょっと怖いなという気がしますけれど

も、よろしくご協力をお願いいたします。

西郷さんから説明があったかと思うのですが、この会合というのは、あくまで意見交換会でございます。それから、対象にするものは、10月31日に出了た食品安全委員会のプリオン専門調査会が出了た評価の答申案について、ここが非常にわかりにくい、あるいはこういうところがあるのではないか、なぜこういう評価の結論になったのかといったところを中心に、いろいろご質問いただければと思います。

ただ、そうはいても、先ほど小野寺さんのお話にありましたように、案を出すに当たっては幾つかの付帯事項があるということがあります。1つは、20カ月齢以前の問題。それからSRM（特定危険部位）を除去した牛について、きちんと輸出プログラムに組み込んで、それを入れて、守られた条件でもって、カナダも含めて日米間のリスクは同等に近いという結論になっていますので、評価をするに当たっては、果たしてこの輸出プログラム自体が守られるのかどうか、きちんと担保されるのかどうかということも、我々としては気になることですので、ぜひその辺も含めて質問をいただければと思っています。我々も質問したいと思っています。

きょうは、ご紹介がありましたように厚生労働省それから農林水産省の担当の方も同席していただいていますので、仮に答申が出了た場合、その辺も含めてこれからどう対策をとっていくつもりなのかということも含めてご質問いただければと思います。

パネルディスカッションをこれから始めるに当たりまして、2つのことを私たちは理解をする必要があると思います。

1つは、皆さんのお手元にあります用語集にありますように、リスクに対する考え方については幾つかありますけれども、リスク分析を行う組織としては、僕は2つあると思っています。1つはリスクの評価をきちんとする組織。それからその評価されたことを、決定をして実行するリスク管理機関というものがまた別にあるのではないかと考えております。

ですから、きょういろいろ意見交換をいただきます対象というのは、あくまでリスク評価機関食品安全委員会プリオン専門調査会がまとめたリスク評価案について、評価機関についての意見といったものを出していただければと思います。それから、管理機関については、先ほど申し上げましたように、管理機関はこれからどうするのかということも含めて、頭に入れながら評価をしていかなければならないと思っています。

それから第2点は、この意見交換会というのは、ある1つの合意を得るとか、結論を得

るという場ではありませんので、その辺をご承知おきいただければと思います。

前置きが長くなりましたけれども、パネルディスカッションを始めたいと思います。

まず最初に、消費者、生産者、それから事業者それぞれのお立場からの方にパネラーとして参加いただいておりますので、それぞれの方から、第1部で小野寺さんのご発表、ご説明、ご講演をお聞きになってどういう感想を持たれたのか、あるいはこの点がまだ疑問が残っているといった点を含めて、お話をまずお伺いしたいと思います。恐縮でございますが、お一方のお話は5分以内でお願いできれば助かりますので、よろしく願いいたします。

では、岡村さんから順次ご発言いただきたいと思います。まず岡村さん、お願いいたします。

岡村 岡村でございます。きょうこの席に立つ前に、評価の答申案も読ませていただきました。先ほど小野寺先生からも報告を丁寧いただき、総合してということになりますけれど、消費者の立場として感想あるいは意見なり質問ということになるかと思っておりますけれど、時間が余りありませんので早速入りたいと思います。

まず、私が今回思ったことですが、評価の答申案の中にこんなことが書かれています。「米国・カナダに関するデータの質・量ともに不明な点が多いこと、管理措置の遵守を前提に評価せざるを得なかったことから、米国・カナダのBSEリスクの科学的同等性を評価することは困難と言わざるを得ない」。この点については、先ほど小野寺先生の方からも指摘はあったわけですが、これを読んだり、あるいは先生のお話を聞く限り、今回の答申案は安全宣言ではないと率直に私は理解しました。

それから、前提条件として2つほどいわれたと思います。特定危険部位の除去と、月齢20カ月以下ということですね。それについては先ほどの説明にもありましたけれど、実はこの11月12日の朝日新聞に、青山学院大学の福岡先生という方が「私の視点」ということで、投稿されたのだと思いますけれど、先ほどの前提条件についてこんなふうにおっしゃっています。「米国の特定危険部位除去には獣医師を置く日本と違って、監視体制がなく、出生記録がないために視認のみに頼っている月齢の判定法にも客観性が薄いからである」ということです。先ほどの先生の説明では、18ページですね、日本では獣医師だと思えますけれど、獣医官もしくは食肉検査官という方がこれを検査していらっしゃるということなのですが、獣医師と検査官の専門性というのでしょうか、よく私にはわかりません。後で聞かせていただければと思いますが、この福岡先生がおっしゃるには、監視体制がな

いということです。それでいけば、この答申案の結論の部分にもありますけれど、信憑性に欠けるというか、不明な点も多いということとリンクするのだろうなと思います。

それから、今のは結論の部分ですけれど、付帯事項のところでも1つあります。先ほどもいわれました評価機関とリスク管理機関の関係ですけれど、この付帯事項の一番最後の方になりますが、「もし、リスク管理機関が輸入再開に踏み切ったとしても、管理措置の遵守が十分でない場合、例えば出生月齢の証明ができない場合、SRM除去が不十分な場合、処理・分別過程において牛肉等が20ヶ月齢以上のものと混合され得る場合など、人へのリスクを否定することができない重大な事態となれば、一旦輸入を停止することも必要である」ということで締められております。これについて、先ほどの福岡先生のように監視体制が不十分だということがあるわけですが、それは百歩譲ったとして、例えば輸入が解禁されたとき、きちんと管理がされるのかどうかということですね。これを、今、具体的にどのようにされようとしているのかということをお聞きしたいと思います。

それから、少し気になることなのですが、11月7日の日経新聞に、先ほどの小野寺先生の説明の中にもありました昨年の10月23日の局長級会議で合意されて、それを起点にしてその後検討に入ったということですが、記事によると、輸入再開に向けた日米の主な共通認識、10月23日現在という中で、新たにBSE感染牛が追加的に見つかったとしても、科学的根拠がなければすぐに輸入をやめない。つまり、輸入を再開した後にBSE感染牛が見つかった場合に、その根拠が科学的にきちっとされないと輸入はそのまま続けられる。アメリカからすれば輸出ですけれど。これが今生きているのか生きていないのかわかりませんが、もしそうだとするならば、その辺のことについて少しお聞きしたいということがあります。

これが感想でございます。よろしくお願いたします。

中村 ありがとうございます。今いろいろご感想、疑問が出されましたので、後ほど、小野寺さんあるいは伊地知さんからまとめてお答えいただければと思います。

では、山崎さん、ご感想を含めてお願いただけますでしょうか。

山崎 生産者代表ということで、図らずもこの場に登壇することになりました、山崎でございます。

今、小野寺先生の説明をお聞きしたのでは、前提条件等の部分については、ただいま岡村さんの方からご質問がありまして、私も全く同感だと思います。極めて不確定な要素、データに基づかない状況の中での分析ということで、出てきた結果もかなりアバウ

トな範囲で推論をせざるを得ないという内容になっていると思います。

私、生産者代表として、平成13年9月にBSE第1号が我が国で発見されまして、以来13年から14年にかけて、生産者、それからきょうは代表としていらっしゃいませんけれど食肉流通業者は、本当に塗炭の苦しみを味わい続けたわけです。はっきり申し上げまして価格が1/10まで下落するという状況の中で、農林水産省の方も矢継ぎ早の対策、さまざまな対策を打ち出してこられた。それに呼応する形で、私どもの方もさまざまにリスクといいますが、コストの負担に耐えながらSRMの除去あるいは頭蓋骨の焼却とか全頭検査等々、生産者並びに食肉流通業界がコスト負担をしながら国産牛肉の信頼性の回復を図っていかうということやってきたわけです。もちろん、政府、行政、農林水産省の貢献も大きかったと思うのですが、私どももそうやって随分努力してまいったと思っております。

そういった中で、いまだに消費者の方の中には、ごく一部ではございますけれども、平成13年以来牛肉は一回も食べたことはないとおっしゃる方が、まだ本当に何パーセントかいらっしゃることも事実であります。そのぐらいい回失った信頼というものを取り戻すには、本当に長い年月がかかるのだということでございます。農林水産省あるいは生産者、流通業界挙げて信頼回復の取り組みを行った結果、現在ではBSE以前にも増して国産牛肉に対する信頼性というのは高まってきたのではないかと考えております。

しかしながら、平成13年から14年にかけて随分いわれ続けた言葉で、「安全と安心は違うのだ」ということがあります。安全性は理解できる、でも安心できないんだということですね。本日の答申案を見させていただきまして、安全性に対する評価をなされたのだと思います。でも、この答申案を見て、消費者が安心できるかということ、ちょっと疑問点がつくなという感じがいたします。そういった意味で、安全性と同時に、国民、消費者が安心できるような担保措置をきちんとやった上での輸入再開というのには、私は反対するつもりはございません。ですが、ここらの担保措置をきちんとやった上で輸入再開に踏み切っていただきたい。少なくとも現状での輸入再開には反対であるという立場を表明させていただきたいと思っております。

その上で、きょうの専門調査会の答申を見ても、最後の方になりますけれども、輸出プログラムの遵守を前提にリスクの差は小さいという内容であって、管理機関は国民にその遵守の状況について報告をする義務があると書かれていますね。そういった意味で、プログラムの遵守状況の確認作業が極めて重要なのだらうと思います。リスクの管理機関、例え

ば農林水産省さんとか厚生労働省さんとかを指すのだと思いますけども、プログラムの遵守の確認状況について、例えばサンプリング率何%であれば安全性が担保できると思っておられるか、同時に何%程度のサンプリング率が可能だと考えておられるか、ちょっと数値でお聞きしたいという気がいたします。

また同時に、実際に輸入再開したときの消費者に対する告知の問題ですけれども、生肉などいわゆるテーブルミートについては、原産地表示が義務づけられておりまして、いかなる量販店におきましても、コストをかけながら原産地表示、分別管理をやっているというのが実態であります。ところが、焼肉店とかレストランとかについては、強制力のない原産地表示指針にとどまっているという問題があります。したがって、焼肉店に入って、これがUS物なのか国産なのかという判断は、消費者には基本的にはつかない。店の方の良心において、US物ですと表示しておればわかるというにすぎないわけです。さらに加えていうならば、加熱食品、ハンバーグとかあるいは冷凍食品については、ここの表示義務が全く課されていないという問題点がございませぬ。

少なくとも国民に対して、消費者に対して、情報を提供するという観点から、遵守状況を確認することもですが、そういったことを国民に対して知らしめる義務、責任というものもきちんと制度化すべきだろうと考えますが、こちらについてのご見解をお聞かせ願いたいと思います。

中村 ありがとうございます。

安全と安心ということを山崎さんはおっしゃったのですが、安全については答申案に盛り込まれているけれども、安心するにはまだちょっと早いのではないかなというご指摘です。その安心できない現在の状況のまま、アメリカ産・カナダ産の牛肉を輸入するのは、やっぱりどうかなと思うという、その安心ができない根拠は、先ほど岡村さんがおっしゃったのと共通するものがありますよね。そう理解してよろしいですよ。

山崎 ちょっと細かい話になるのでいわなかったんです。後ほどまた。

中村 そうですね、後ほどまた述べていただければと思います。

それから、サンプリングの問題もご指摘されましたし、表示の問題も含めて、仮に輸入再開がされた場合には、消費者にどう告知するのかということも含めて、これは管理機関の方にお答えといたしますか、現在のお考えをいただければと思っております。

では、旦那さん、よろしくお願いいたします。

旦那と申します。日本フードサービス協会のBSE特別対策委員となっておりますけ

れど、エスフーズという会社、国産牛もかなりやっておりますし、輸入牛もかなりやっていると事業者の立場で出させていただいております。

まず、この答申案ですけれども、私個人的には、諮問されたのが5月24日でありますけれども、5月31日の第1回のプリオン専門調査会から最終回の第10回目の10月31日まで、10回とも全部傍聴しておりますし、それからその前後の本委員会の方も傍聴しておりますので、すべて理解はできております。

ただし、これを読ませていただく限りにおきましては、ちょっとわかりづらいのではないかなと。1つは、先ほどの小野寺先生のパワーポイントによるご説明だと、牛から牛へというアニマルヘルスと、それから牛から人へというヒューマンヘルスという部分については、きちっと区別されて説明されましたので比較的わかりやすかったと思いますけれども、本文を読んでいく限りは、その辺が非常にわかりづらいところがある。

それからもう1つ、輸入再開条件というのは上乘せ規制でありますから、20カ月齢以下であること、それからSRMが全頭除去されているということで骨なし牛肉及び内臓肉ということになりますから、そのことと健康評価ということを考えてときに、その前提となる評価そのものというか、カナダ・アメリカの背景リスクといいますが、そういったものからスタートしていて、最終的には健康評価なのですけれども、そこに入っていきの混乱を生じるような感じがいたしております。最終的にリスクの差は極めて小さいとなっていますけれども、結果的にはやはりvCJD（変異型クロイツフェルト・ヤコブ病）に対するリスクというのはどうなのかということをお問われておるわけですから、それなりの定量的な評価が必要ではなかったのかなと感じております。

それから、部分的には、例えば侵入リスク等、数字がいっぱい出ているわけですが、ただいろいろ数字が羅列されているという感じがありまして、その端的な例として、と畜前検査。このと畜前検査というのは、神経症状牛とか歩行困難牛がいるかいないかということを目視で検査するわけですが、これについて米国・カナダは大体1頭につき12秒で、日本は1頭につき80秒だと書いてしまうと、何かアメリカ・カナダはいいかげんにやっているのではないかと、日本は慎重にやっているのにもかかわらずというふうにしかとられない。実際どういう検査をやっているかといえますと、牛がと畜場に着いたときに、ちょっと下り坂のスロープを下っていくわけですが、それを歩いているときにおかしな症状がないのかを見るわけですから、12秒あれば十分だということもいえますし、それから、これは1日のと畜数が5000頭規模のと畜場のことをいっているわけです。日本

の80秒というのは、400頭ということですから、東京芝浦市場が今450頭近くやっていますから、それとの比較ということで、すべてがそうではないのだろうと思いますので、この辺の数字が並べられると、ちょっと誤解を招くようなことにならないかなという懸念があります。

それから、SRMの除去の実態についても、実際にアメリカの規制は30カ月齢以上となっていますけれども、既に日本に輸出してきているような大手のパッカーは、その中でも30カ月を超えるものが大体1%から2%くらい発生しますから、したがって全頭SRMの除去は実際にはもう既にやっています。規制は規制としてありますけれども、実態的にはSRMの除去はもう既になされているということでもあります。そういうことが余り記されていないということですね。

それから、コンプライスの問題。要はこれが遵守されればということがかなりこの文章には出てきまして、リスクアセスメントをやる側が、リスクマネジメントのことを余りにも書き過ぎているのではないか。それから2国間の貿易条件ですから、これはお互いきちっとやるというのが前提でありますから、そのことまで踏み込んで言い過ぎではないかなという気がいたします。

あと、我々の立場からしますと、21カ月齢未満の牛と限定した場合には、実態としてはほとんど大したもの輸入されないと思います。たとえ年内解禁になっても、もう春子牛というのは終わっていますから、来年の春ぐらいいまではほとんどまともなものは輸入されないということになります。実態として部分解禁というのは余り願わしくないということでもありますので、日本の突出した20カ月齢という条件について評価するならば、逆に21カ月齢から30カ月齢の牛の牛肉あるいは内臓についてのリスク評価も、あわせてやっていただければなと思った次第であります。

とりあえず以上です。

中村 ありがとうございます。

たくさんのご提言というかご意見いただきまして、コーディネーターもちょっと整理がつかない状態ですけども、最初におっしゃった文章というか説明が難しいというのは確かに同感で、私も資料1の答申案を何度読んでも、なかなか疑問が解けなかった部分がありました。きょう小野寺さんの説明を伺いますと、疑問点が少しは解けたかなと思いますので、もう少し「平易」といいますか、わかりやすい表現とか説明があってもいいのかなと私も感じました。

それから、わかりにくくしているのは数字の羅列が多いのではないか、それから数字をもう少し親切に示した方がいいのではないかというご指摘もあったように聞きました。

お三方からたくさんの疑問、ご提言、ご質問をいただきました。順次説明いただけるところは、まず説明をいただこうかと思うのですが、まず評価案につきまして、小野寺先生にちょっとお伺いしたいことが幾つか出ておりました。順不同でまいります、岡村さんがおっしゃった青山学院大学の福岡さんのご投稿がありますよね。これは私も読みましたが、アメリカ・カナダの査察体制あるいは監視体制がしっかりしていないのではないか。だから前提条件が崩れるのではないかなというご指摘なんですが、この辺、何かご存じのことがあったら、お答えいただけたらと思います。

小野寺 アメリカは12秒、日本は80秒だといっているのですが、これは具体的にそのと畜場で処理される牛の数と、それにかけている時間の割り算でやっているわけで、当然と畜場ではBSEの検査だけを目視でやっているわけではなくて、ほかの例えば内臓に化膿があるかとか、そういうのも見ているわけです。そうしますと、結局動きがおかしい、クリニカル・サスペクトをと畜場で外すのがBSEに関する高リスク牛の排除ということになるわけですが、実際には先ほど旦さんがおっしゃいましたように、坂をおりるとか上るときに変な動きをしているかということで見ているわけですね。ですから、それだと12秒も一応許容範囲かなと思っているのです。

あと、日本では目に光を当てるとか、音を出すとか、そんなことをやっていたけれど、これはイギリスのやり方で、アメリカはそういうことは必ずしも納得しないということがありまして、実際現在、日本でもアメリカでも、特定危険部位を条件は違うけれども外しているし、えさの規制もある程度やっているということで、今となってみれば、と畜場で見つかる中にBSE陽性、高リスクで外されるようなものがない。少なくとも仮に外しても、BSEがそこから出る可能性は非常に少ないということになっています。そんなことで、ただ検査の方法がちょっと違うというだけのことだと思います。

中村 今のお話は、旦さんの80秒と12秒に象徴されますように、このままの数字を比較すると、日本はきちりやっているけどアメリカはいいかげんじゃないかという印象を受けてしまうというご指摘へのお答えだと思うのですが。

小野寺 そうですね。

中村 岡村さんがおっしゃったのは、例えば月齢判定法についても、アメリカがやっているのは客観性が薄いのではないかという懸念がある。その辺はどうなんでしょうか。も

う少し説明いただければ、より客観的な月齢評価ができるということだと思います。でしょうね、岡村さん。

岡村 例えば特定危険部位を除去するときに、日本であれば獣医師がきちっとしている。ところがアメリカの場合はそうではなくて、先ほどの小野寺先生の報告では、獣医官もしくは食肉検査官と書いてありましたよね。

小野寺 獣医官は獣医師の免許を持っています。

中村 だから、その辺をもう少し説明いただければより理解が進むということですね。

岡村 よくわかりませんので、それをまず説明していただければ。

小野寺 これは、恐らく厚生労働省からも追加の説明があるかと思いますが、獣医官というのは獣医の免許を持っている。日本の場合は獣医師ということになっていますけれど。食肉検査官というのは、日本の場合はそういうカテゴリーがないから獣医がやっているということですが、食肉の検査は、公衆衛生の教育を受けた人がやっているということです。ですから、彼らが例えば食肉の識別に関して、獣医師の免許がないから別な判断をしているのではないかといわれるのに対しては、恐らくアメリカは異論があるかと思えます。そういう一種のスペシャリストだと思います。

中村 あと、月齢判定法については、客観性が非常に薄いのではないかというご指摘があって、福岡さんもそういうふうに書かれておられますけれど、これについては何かございますか。

小野寺 A40 をどれだけ時間をかけてやるかという話になるのですが、これに関しては、A40 というのは、後で写真が出て、そんなに難しいものではないというようなことを、もし何か管理の方で見つかればやっていただければいいと思うのですが、農林水産省の方から。

中村 では、ちょっと飛びますけれど、管理機関の方から少しお話しいただけますか。厚生労働省の方からですかね。

桑崎 ただいま資料の18ページ、「と畜処理」のところで、獣医師による検査の部分でご意見をちょうだいしています。小野寺先生からもご紹介をいただきましたが、お答えのとおり我が国ではすべて獣医師が検査をしています。アメリカは、獣医師だけではなく大学等を卒業して一定の教育を受けた者が食肉検査官としてラインに配置をされている。

中村 その方は、獣医師の教育も受けて、獣医師の免許を持っているということですね。

桑崎 いえ、獣医師の教育は受けてないです。公衆衛生を含めて教育を受けているわけ

です。それで、配置されている獣医師は、全体をスーパーバイズする、全体をコントロールするというので、食肉の安全性を確保しているというのがアメリカの仕組みです。確かに資格要件は違いますが、そういうことでアメリカは対応しているのが1点。

それから大事なところは、食品安全委員会のプリオン専門調査会でも議論になりましたが、生体検査のところは先ほど議論になっています。生体検査は一体だれがやっているのか。ここのところは、やはりきちっと教育を受けた獣医師が生体検査を担うべきではないかということについて、アメリカにも照会をさせていただきました。それで生体検査の部分は、アメリカでも獣医師が確認をしているという答えがアメリカから返ってきましたので、プリオン専門調査会でもご説明をさせていただいています。

それから、80秒、12秒のところは随分議論が盛り上がっているわけですが、これについては旦那さんからもご紹介いただいて、やり方がちょっと違うという話もありますけれども、私がもう1つ申し上げたいのは、今回の上乘せ基準というのは、20カ月以下の牛を対象にしています。その場合に、食品安全委員会の先ほどのレポートにもありましたが、発症をしている牛で一番若いのが20カ月です。ということは、基本的には20カ月以下で発症することはないという理解が1点。

それからもう1つ大事なところは、先ほどちょっと小野寺先生が言及されておりましたけれども、アメリカはそもそもダウンナーについてはと畜場に行かしていないんですね。そういうことも我々は十分に考慮する必要があるのではないかと思います。

以上です。

中村 ダウンナーというのは、へたり牛ということですね。

桑崎 そうです。歩行困難牛のことです。

中村 歩行困難牛ですね、わかりました。

今桑崎さんからお話しいただきまして、大体何となくわかったような気分にはなりますけれども、では、伊地知さん。

伊地知 月齢判定については、月齢の判定というのは、基本的には生まれたものを確認した個体の証明によるものが1つ。

それとアメリカは放牧をしているので個体ごとの生年月日はわからないでしょうというお話があるのですが、それは群単位で生年月日をつける。群単位での生年月日というのはどういうものかといいますと、先ほどいいましたように季節繁殖をやっていますので、大体春に生まれるように雄牛を入れます。そうすると284日ぐらいの妊娠期間がたつ

と子供が生まれますので、そのころ注意をされていて、まず最初に生まれた子牛を確認する。最初に生まれた子牛を確認したら、あと2～3カ月後に生まれる子牛全部を最初に生まれた牛の生年月日でやっていくということです。それによって、本当は18カ月齢とか19カ月齢の牛が20カ月齢という生年月日になるかもしれませんが、そういうやり方です。

それから、アメリカとしては書面によらないやり方が何かできるのではないかと。格付制度というのをずっとやってきておりました、その中で生理学的成熟度という仕組みを用いることによってやれるのではないかとという提案がありました。これについては日米の専門家が、アメリカがやった試験結果を評価をして、使えるか使えないかということで、基本的に日本側の6名の専門家で評価をしていただきました。その結果は、A40の評価ポイントというのは、棘突起の軟骨の骨化等の程度で判別するわけですが、これは高い精度で21カ月齢以上の牛を排除できるということが専門家の意見として出されまして、基本的にはこの仕組みは使えるのではないかとということです。

では、なぜ使えるという判断をしたかということですが、スライドが出ていますのでこちらで説明します。牛は仙椎、腰椎、胸椎という背骨の仙椎の方から、牛でいえば後ろの方から年をとるにつれてどんどん骨化が進んでくるわけです。したがって、腰椎の棘突起のこの部分が骨化するかないかを見ることによって、成熟度がわかるのではないかとということです。それと、成熟度というのは、A、B、Cというのがありまして、Aが一番成熟度が進んでいないもの、Bが次に進んだもの、Cがさらに進んだものということです。ですからAというのは、基本的には成熟度が余り進んでいないもの。その中でもA0、A10、A20、A30といった10段階に分かれています。それでA40というものが、A50と棘突起の軟骨部分の状況で明らかに差別ができるだろうというのが専門家の意見でございます。こういう部分を見るということです。赤い部分が骨化、白い部分がまだ軟骨ということです。

これは、生理学的な解剖学的な検証を解剖学や肉質の専門の先生にやっていただき、あと統計学的な検証をやりました。その統計学的な検証というのが資料3の17ページの表です。

先ほど小野寺先生からも説明がありましたけれども、A40であれば、18カ月齢、19カ月齢、20カ月齢も入っていない。アメリカは、基本的に生年月日がわかる牛というのが余りいないのですが、生年月日がわかる牛について格付結果と月齢の関係を調べたということです。もちろん格付をした人は、この牛は何カ月齢というのはわかりません。ただ格付

に専念して、格付をしたわけです。それで生年月日と格付の結果を見たのがこの表です。3338頭の牛について調べたということです。

その結果、A40だと18、19、20が1頭も入っていないということです。それと、アメリカはほとんどの肥育牛は20カ月齢以下で肥育を終えている。もちろん一部は20カ月齢を超えた牛もいますけれども、ほとんどの牛、8割とか9割は20カ月齢以下であるというております。それは、日本と違って肥育効率を重視しておりますので、そんなに長く飼うと経済的に合わなくなってくるということです。

では、A40はどれだけの比率であるかということ、3338の約8%です。したがって、全体の中の若い方から8%ということです。アメリカの牛はほとんど20カ月齢以下だといわれていますので、本来ならA60ぐらいで認めてもらいたいというのがアメリカ側の最初の考え方です。A60だとしたら、約半分ぐらいです。アメリカは本当は20カ月齢がもっとたくさんシェアを持っているので、A60でももしかしたら不満かもしれないです。ただ、A60という話が最初ございました。ただ、この統計的な検証結果を見ると、69頭は21カ月齢以上になっていますので、こういう21カ月齢以上の牛がいるものについては我々は認められないというお話をしたわけです。A50では19頭入っている。

アメリカは、1頭、1頭の生年月日がわからないものは、群単位でやっているところがあって、2カ月、60日の差があるデータだといっていました。したがって、21カ月齢だけでも、もしかしたら本当は19カ月齢かもしれないという言い方をしていました。この頭数は少ないのだから認められるのではないかということもいっていましたが、日本はそこは認められないと厳しくいいました。ですから、アメリカの牛全体の中の約8%のものしか認めていないということで、これはかなり若い牛だということで、統計的な誤差はありますけれども、基本的にはこれは採用できるのではないかと。ただ採用するに当たっては、食品安全委員会でのリスクについての評価を受けた上でやってくださいということで、その部分についても今回の評価の中に含まれております。

中村 ありがとうございます。

少しわかったような気がします。この辺にこだわるのは、やはり食品安全委員会のプリオン専門調査会の評価案の前提条件として、輸出プログラムの遵守といいますが、輸出プログラムがきちんとアメリカ・カナダでまっとうされているのかどうかということが気になりますので、その辺は詳しくお聞きするし、お答えいただければと思います。

もう一つ、輸出プログラムに関してご疑問が出されておりました。それは、もし月齢が

大きく逸脱するとか、SRMがきちんと除去されていないとか、前提条件である輸出プログラムが守られていないことがわかれば、仮に輸出再開をしても、それはとめるということになるわけですね。これはご質問がありましたけれども、その辺を明確にお答えいただければと思います。

伊地知 輸出プログラムというのは、答申をいただいてから具体的にこれから輸出条件というのを決めていかなければいけないので、現時点で詳細をお話すること自体おしかりを受けるかもしれませんが、基本的な輸出プログラムの考え方は、参考資料2というのをお手元にお配りしてあります。ここに書かれておりまして、EVプログラムと書いていますけれど、Export Verification Program というのがあります。これは、USDA、アメリカ政府が輸出プログラムというのを作りまして、そのプログラムに参加する企業、それに合致した輸出業者だけが輸出ができるという仕組みでありまして、その条件を文書化して、そしてそれを守る方法、具体的にどうやって守るかというものもすべて文書化して、それについて輸出業者自身が内部監査をまずやるということと、アメリカ政府が年に2回は守られているかどうか監査をやるということです。それと、日本政府もこれについて査察をしていきたいと考えております。

詳細については、答申いただいて、輸入条件の取り決めをやっていくこととなりますが、基本的な考え方は、そういう形でプログラムをつくって、それが遵守できるものだけが輸出をできるということです。その条件は、今のところ、もし答申がこのままいただけたら、20カ月齢以下の牛由来のものであるということと、特定危険部位をちゃんと除去したものであるということを守るようなプログラム、仕組みがつくられることになるのではないかと考えております。

それと、守られなかった場合はどうだということですが、これは監査をして是正措置がとられます。したがって、守られていない、条件に合致していないものは輸入を認めないということになります。

中村 わかりました。

では、桑崎さん、お願いいたします。

桑崎 今の参事官のお答えに加えて、サンプリング率という話があって、それは例えばどれぐらいの施設に何回ぐらい行くのかとか、例えば100あったら10行くのかとか、そういう抽出をどれぐらい考えているのかというご質問の趣旨だと思います。まだプログラムも確定していませんし、これから作業に入るといって、どれぐらいの施設が上がって

くるのかも含めて、どれぐらいの数になるのかまだ詳細が決まっています。そういうことでございますので、そこら辺を十分に見きわめた上で、我々は査察をどうすべきかということについて農林水産省と検討していくことに今後なると考えています。

中村 サンプルング率、何%のサンプルングをしたらいいのかというのは、恐らく管理官庁の方から提示がある。それで、それについて少ないのではないかという異論を挟む余地はまだ残っているということですね。

桑崎 したがって、どれぐらいの数が本当に上がってくるのかということが大事なところで、そこをよく見きわめた上でお答えをした方がいいと思います。

中村 わかりました。

1つだけ簡単にご説明いただければと思うのですが、先ほど岡村さんが昨年10月、ちょうど1年前の日経新聞の特集をご紹介されたのですが、仮にBSE牛がその後見つかったとしても、科学的根拠がなければ輸入はやめないというような趣旨のことが書いてあって、私が質問するのもおかしいのですが、その辺、もう少し現段階の評価案とのかかわり合いがわかるようなご説明をいただけますでしょうか。

伊地知 昨年の日米の局長級協議で、合意をしたというのではなくて認識を共有した内容として、貿易のかく乱の防止という事項がございまして、ちょっと正確に読みますと、「日米両国は、十分に強固な食品安全システムを有しており、少数の追加的なBSEの事例が確認されても、科学的な根拠がなければ輸入停止や牛肉貿易パターンのかく乱という結果に至ることはない」ということがありまして、BSEが何頭かその後出たから、輸入をアメリカ全土からとめるということはないということです。

これはよく考えたら当然のことではないかと私は思うのです。日本でBSEが出たら、皆さん肉を食べるのをやめるのかということではなくて、BSEが出ても、適切な管理をしておればその食肉は安全に食用に供されるということですので、BSEが出たら輸入をとめるということにはならない。重大な、例えば10カ月齢とかでたくさんそういうのが出てくるとか、これは具体的な例は今の時点で想定することはできませんけれども、そういう科学的にこれはどうもおかしいというようなことがなければ、リスク管理措置を適切にやることによって、牛肉は食用に供することができるわけですから、そのものについて輸入をとめるということにはならないということです。

中村 岡村さん、何かありましたら、また後ほどご指摘いただければと思います。

山崎さん、何かおっしゃりたいことがあるようでしたが、お願いできますでしょうか。

山崎 サンプルング率の問題ですけど、アメリカからどのぐらいのパッカ で、何頭ぐらいの承認申請があるかを見きわめた上でという話ですけど、私がお聞きしたいのは、大体どの程度のサンプルング率で検査すれば、ほぼ安全性なり遵守状況について担保できると考えておられるのか。その部分ですね。ですから、相対的な関係ではなくて、絶対的な問題としてどうなんでしょうかということです。

中村 そうですね。では、桑崎さん、お願いできますでしょうか。

桑崎 日本というよりは、ちょっと具体的な数字は思い浮かびません。以前は日本もアメリカに牛肉を輸出していて、今はとまっているわけですね。それで、今回の協議によって双方向の回帰を目指しているわけでありましてけれども、アメリカの例をとると、そもそも査察というのはどういう目的でやるのかということが大変重要だと思いますが、個々の施設ももちろん確認をするわけですけど、世界的には、ヨーロッパも含めて決められたルールがきちっと守られているかどうか、その国のコンピテントオーソリティーといっていますが、監督官庁がきちっとそれを守らせているかどうか、システムが機能しているかどうかというのをまず重点的に監視をし、その証拠としていろんな施設を見て回るのが大体の査察のやり方でございます。ヨーロッパから実際に日本に来ていますが、彼らのやり方もそうです。

例えば、アメリカの場合にはどれぐらいの抽出率を考えているかということ、今記憶がちょっとあれなんですけど、10%.....済みません、ちょっとはっきりしませんが何%かの抽出で、彼らは全体を、システムが機能しているかどうかを評価しているということです。我々もそれがいいかどうかは十分に検討する必要がありますけれども、先進諸国はそういう考え方に基づいて査察をしているということです。数字が出ればよかったのですが、ちょっと今すぐに出ませんで、申しわけないです。

旦 アメリカの場合、大手パッカー上位4社で70%以上の占有率を有しておりまして、それぞれのパッカ のサイズは、先ほど少し申し上げましたけれども、小さい規模でも2000頭、大体4000頭前後の1日当たりのと畜能力を有すると場ということになっていますので、かなり寡占化はしているということがいえると思います。

中村 旦さん、それから先ほど山崎さんもおっしゃったパッカ というのは、翻訳すれば食肉加工事業者でよろしいのでしょうか。パッカ というと、なかなかわかりにくいところがあるのですが。

旦 食肉加工業者ということになります。

中村 そうですね、わかりました。

それが寡占化で、アメリカでは大体4社で7割ぐらいのシェアを占めているということですね。

旦 7割以上のシェアです。

中村 ちなみに一番大きなパッカー、食肉加工業者では、1日当たり4000頭近くのと畜をしていると。

旦 いや、1つの工場がです。

中村 1つの工場で、ですね。

旦 1つの工場で4000頭規模のと畜をやっている。大体日本の1日分を、1つの工場で作っちゃうという感じですね。

中村 そうですね。日本で一番大きいのが東京の芝浦のと畜場で、350頭ぐらいですかね。

旦 今はもう450目指してふやしています。

中村 というバックグラウンドのデータをいただきました。

それから、もう1つ事業者の方にお伺いしたいのですが、ご質問がありまして、消費者への告知、表示の義務化を含めてきちんと輸入プログラムがまっとうされているかどうかということと、アメリカ産・カナダ産の牛肉だということ、選択する手がかりとしてきちんと表示する必要があるのではないかとご指摘がありましたが、この点は何かお考えはございますか。外食産業の自主的なガイドラインだけでは不十分だというようなご指摘もあったやに伺っているのですが、その辺はいかがでしょう。

伊地知 生鮮食料品については、名称と、輸入品については原産国を表示するというのは義務化されております。加工品については、生鮮により近いものについては来年の10月から表示を義務化していこうとしております。それ以外の加工品については、今のところそれについての義務化はなされておられません。

これはなぜかといいますと、JAS法に基づく表示というのは、品質について消費者に選択をしてしていただくということであって、安全性を確保するという観点からやっているものではありませんので、消費者の利便性とやる側、事業者がどうしてもできないものを強要して、それを守れなかったら罰則を科すというのは大変難しいということがございます。

外食につきましても、その都度、仕入先、原産国がしょっちゅう変わるものを、義務化

して、絶対やりなさいというのも難しい面がありますので、業界の自主的なガイドラインという形でやっていくということになっています。

外食で、わからないからどうしようもないじゃないかというお話がありますけども、トレーサビリティで国産のものは番号がありますので、場合によってはトレーサビリティの番号で国産というのは確認することができますと思いますけれども、私は聞いたらいいと思うんです。食べに行って、これはどこのお肉ですかと聞く方がいいんじゃないかと思いません。それを全部法律でやるというのは、なかなか難しいと思います。

加工品も、皆さん方、もし消費者団体でいろいろ活動されるのであれば、どこの加工品はどこのものを使っていると紹介して、そういう形で情報提供をやっていくという活動も1つの消費者活動としてあるのではないかと思います。安心のためにやられるということであれば、そういうこともやっていただければどうかなと思います。

中村 先ほどの外食産業のガイドライン、自主的な規制で、ほとんどはカバーできるというお考えでございませうか。

伊地知 大手の方はそれでやっていただけるということで、今、現にもう既にやっていると思います。

中村 何か旦那さんございませうか。

旦那 フードサービス協会も、方向性としてはやはり原産地を明記していく方向で今進めていますけど、すべての飲食店がそこまでできるかということがありますので、法規制ではないわけですが、自主的にそういう方向で動いているのは事実でございませう。

中村 岡村さん、何かございませうか。

岡村 今の表示の問題ですけど、JAS法の関係が出ました。私どもは時期尚早であると思っているわけですけど、仮に輸入が再開された場合、私たち消費者は、物を買ったり、あるいはレストランで食べるときに、表示、どこの産かというのは決定的な要因になっております。自主的云々ということがJAS法の観点からありましたけれど、一方きょうは厚生労働省の方もいらっしゃるわけで、消費者基本法の立場からいったらどうなるかということをご検討してほしいわけですね。

新しい消費者基本法が昨年5月に制定されました。これは、いわゆる消費者トラブルが急増するということが背景にあったわけですけど、その前提となっている消費者保護基本法は昭和43年に制定されました。それにさまざまな欠陥があったために新しい基本法ができたわけですけど、その中で全面的にうたわれているのは、そもそも事業者と消費者

の情報の格差があるということからして、消費者が選択をしようにもできない場合があるということです。だから、例えばこの表示がなければ、私は輸入の牛肉を食べたくないと思っても、わからない。あるいは外食産業でもわからない。基本法の中には、消費者の権利として選択の権利とか情報を知る権利とかが新しくうたわれてきたのですね。

だとすると、表示は情報の権利なんですけれど、まさに基本法でいっている権利がないということですよ。だから、その点からとらえたときに、私は、先ほどの聞いてほしいとか、現場で聞くしかないとかいわれることについては、いささか疑問を持つということです。

中村 その辺、現段階ではおっしゃりにくいところがあるということでしたが、仮に評価答申が出たという段階で、むしろそういうことも配慮してほしいということですね。

何かございますか。

伊地知 やってないのではなくて、かなりのことをやっていて、さらにそれでも心配な部分はということで今申し上げたのですけれども、ただ具体的には、消費者の関心が高いものについてはこれまでも表示について品目をふやしてきております。今回加工品についても、そういうニーズもあるということでふやしてきております。具体的には食品の表示に関する合同会議というのをやっておりますので、消費者のニーズが高いもの等については、そういうところで議論をしていただいて、義務化していくかどうかをやっていくということになるかと思えます。すべてのものを全部やるということは、なかなか難しいですけれども。

中村 その際にも、今ご指摘があったようなことを念頭に置かれて、その部会に諮問と  
いうか.....。

伊地知 そういうところで議論をしていただいて、必要がある、やった方がいいということになれば、そういう形でこれまでも品目をふやしてきておりますし、今後もやっていくことになると思えますけれども、すべてという形では難しい面があるということもご理解願いたい。罰則付きの義務化でございますので。

中村 山崎さん、何かございますか。

山崎 大人は一定の情報を持っていますし、知識もある程度ありますし、しゃべれますから、選択はある程度可能なんです。問題なのは、学校給食等々に使われるレトルトとか調味料の関係ですよ。子供は基本的に何もわからないわけです。そこらあたりの問題をきちっとやっていかないとまずいのかなという感じがするのです。ぜひともご配慮

をいただきたいなということをお願いしたいと思います。

中村 リスク管理機関の方に質問が集中しているのですけれども、小野寺さんに1つだけ質問したいと思います。

ご説明のあったパワーポイントのスライドの22ページ、SRM、要するに特定危険部位の除去が輸出プログラムの中に入っているのですが、脳とか脊髄とか背根神経節等々で異常プリオンの検出値が高い。99.44%はここから見つかっている。でも、残り0.5~0.6%はひょっとしたらあるんじゃないかなと、素人目にはどうしても思うのですが、この辺を安心・安全のために少しご説明いただけますでしょうか。

小野寺 これはあくまでも推定値というか、1999年のEUの科学委員会のデータということでやっているわけですが、99.44%ですから、あと0.56%はどこにあるのかというような話になるのですけれども、今のところこれはあくまで推定値で、当時としては、例えば脾臓とかそういうところに病原体があったというデータとなかったというデータと相拮抗しておったのですね。結局、最近のデータでは、牛の場合は脾臓には一応病原体はないということになっています。そうすると、現在は99.99%ぐらいに上がっているのかなと思っています。しかしながら、要するに不明な部分があるということ、それで100にはならないというのはもういいのかなと思います。このぐらいの数字なのかなと思いますね。

中村 今ちょっとおっしゃったのですが、スライドの39枚目も含めてお伺いできればと思うのですが、2005年の段階では99.9%近くになっているのかもしれないというお話ですが、ひょっとしたら危険部位以外の筋肉とか牛乳、牛乳にあったら一番問題ですけれども、わずかでもそういうところにある可能性があるということなのではないでしょうか。その辺をもう少し、不安を除く意味でも。

小野寺 BSE症状を呈した牛を、鼻の先からしっぽの先まで全部調べたら、特に年をとった牛、94ヶ月齢を超えた、もう7歳ぐらいの牛だと思いますけれど、こういうものと少なくとも末梢神経、例えば坐骨神経といったところから、例数は少ないですけど一生懸命調べれば出てくる。ただその場合も、脳に比べて1/10000以下の量であるということです。それに関しては、日本ではウェスタン・ブロットングでやっていたけれど、それと同じ方法をドイツでは実際にマウスに接種して、それだけの病原体があるというデータも出ています。マウスというのは、牛型マウスですけれど。しかしながら、これはあくまでも感染末期の牛ですから、BSEの潜伏期と書いてありますけれど、BSEに感染し

ても感染初期では見つからないということで、いわゆるBSE症状がなければほかの臓器から見つかることはないということになります。

中村 何となくわかりました。

伊地知 ちょっと補足を。私らが聞いている話では、ほかのところでは検出されないけれども、検出限界以下のものがあるかもしれない。検出されていないのだけど、検出限界、検査では検出できない量があるかもしれないということで、試算したらそういう結果になったということを聞いております。

中村 わかりました。だんだん混乱しちゃった感じがしますが。済みません、後ほどまたクリアにさせていただければと思います。

話が途中になりましたが、フロアの皆さんからのご意見を伺う時間がだんだん少なくなってきて申しわけないのですが、意見交換会ですので、パネラーの方のおっしゃったことと重なっていても結構でございますので、この辺まだ疑問が氷解していないということも含めて、フロアの皆さんから、この際ですから、いろんなご意見をちょうだいできればと思っております。恐縮ですが、挙手をしていただいて、お名前とご所属をおっしゃっていただきたいと思っております。

では、後ろの方の最初に手を挙げられた方。

カジカワ 食・緑・水・環境を守る県民会議のカジカワです。国民の安全・安心にかかわるこれだけの重要な問題が、質問の時間が余りに制約されておるので、これでいいのかという気がちょっとします。時間がないので早口でいいます。

1つは、この審議開始に当たっての食品安全委員会における諮問に係る検討ということで、中立公正な立場から科学的知見に基づき審議すると。さらに、人の健康危害に及ぼす影響を科学的に評価すると冒頭となっておりますけれども、実際にはアメリカやカナダのデータが質、量ともに不明であるということで、これでは本当に科学的評価ができたのだろうか。無理だと僕は思いました。

それから、管理措置等についても、すべて遵守が前提にされておる。今まで遵守されてなかったのか、守るべきことを守ってなかったのかという疑問があります。

それから、説明を聞きながら、これは幾らかは無理もないと思うのですが、アメリカや業界の都合を聞くよりも、国民の安全・安心を先に考えるべきだと思いました。

それから、危険部位の除去、20カ月齢以下の輸入再開条件についてですけれども、経済制裁をちらつかせたアメリカの圧力や、あるいは業界の族議員に対する政治献金の圧力で、

この条件がなし崩し的に緩和されることがないように、ぜひお願いしたいと思います。

それから、アメリカで業者の中でも全頭検査をしようとした際に、農務省から禁止されたといういきさつもありますので、アメリカのいうことばかりを余り信用できないと思います。

それから、国内でも、全国の自治体で全頭検査を含む安全対策の決議がほとんどされており、それだけ国民の方に強い不安があるので、やっぱりきちっとしてほしいと思います。

最後に重ねていますが、加工品や外食産業を含め、罰則つきで安全表示義務として、米国産等の使用について明記してほしいと思います。

時間が来ましたので終わります。

中村 ありがとうございました。

提案、提言も含めてたくさんいただきましたが、最初におっしゃった結論、要するにデータが非常に少ないのに、厳密な科学的評価が困難であるにもかかわらず、結論を出したのはおかしいじゃないかというご指摘があったと理解しておりますが、この点、小野寺さんにちょっとお伺いしたいと思います。結論で、厳密に評価するのは科学的に困難けれども、やっぱり結論を出してしまったというのがどうも釈然としないというご指摘があったと思うのですが。

小野寺 これは外国から提出されたデータなものですから。その前に国内対策の見直しということで、国内のデータを我々は評価してしまっていて、そういうことで我々はある程度ちゃんと評価したと思っているのですけれど、外国のデータですから、どうしても国内のデータに比べて靴の上から足をかくみたいな格好で、データがなかなか来ないし、不明な点も多いし、データを得るのにどうしても制約があったわけですね。そういう意味で、厳密に評価するのは困難であると思ったわけです。

でも、一応出されたデータの中で、特に20カ月齢以下の問題とか、特定危険部位を外すということに関する将来の約束に遵守性がもしあるのだったら、これは将来の話になりますけれども、それに関して守られるのだったら、その1点においてその後のリスクの差は小さいということがいえるわけです。でも、そのもとの状況、例えばアメリカにBSEがこれから何頭出るのかとか、そういう予測の問題になると、これに関しては評価するのは困難だということになります。ですから、牛から人間の問題というのは、かなり評価できたと思います。

中村 2つ評価の基準があって、牛から牛への評価と牛から人への評価という2通りの評価をされて、最終的な結論が、データはまだまだ不足だが、得られたデータから判断する限り、それから付帯事項がちゃんと守られている、担保されているという限り、同等ではないかなという結論になったと理解してよろしいでしょうか。

ただその場合にも、そういうことがあれば、あったからこそアメリカの圧力に負けてこういう結論になったのではないかなと勘ぐられる向きも確かにあるわけですし、もう1つご提案があったように、これから管理行政機関も含めている条件を整えてつくっていくのですが、その際には、消費者の安全とか安心というものを必ず念頭に置いて、それをまず最初に出して考えていただければというご提案のように理解しましたが、これでよろしいですね。

ほか、ございますでしょうか。どうぞ、お願いいたします。

シチジ シチジと申します。定年退職後の無職です。

きょうの話を聞いて、リスクの評価というのは非常にいいかげんなものだなという印象ですね。こんなことで牛肉を輸入してしまったのではたまらないなという気持ちでございます。

2つお伺いしたいのです。

1つは、最初リスク評価のところですが、いろいろな計算をしておられるのですが、計算で推定したのではだめなんですよ。幾ら難しい計算をしても、データが間違っていれば、間違った答えが出てくるわけです。アメリカの政府が発表したデータが、本当に正しいのかどうかということだってあるわけですよ。例えば日本でBSEが発生したときに、肉骨粉の輸入量がどうだったかなんてというのがわからないで、大騒ぎしたことがあったと思うのですが、そういうデータというのは正確ではないということです。だから検査をして、リスクを推定していかないと、きちんとしたことは出ないと思います。そこが1つです。

それから、もう1つ、肉の判別法ですね。色とか骨で20カ月齢以下を判別するといっていますけれども、非常に非科学的なことをどうして日本は受け入れたのだらうと、はっきりいってびっくりします。数値的にいってもらいたい。色ならどういう波長の色で20カ月なのか21カ月なのかを判別するのだと。それから骨の先端の長さであるなら、寸法でいってもらいたい。私は、そういうものは、えさの種類とかで大分違うと思います。

それから、17ページの方でも、月齢と書いてありますけれど、これは推定月齢なんです

よね。正確な月齢ではないんですよ。こんなデータを使って、黙ってありがたがって納得していたのでは、話にならぬ。

それから、こういう判定は、何人の人がやったのかということです。非常にベテランの1人がやったのかもしれないですね。検査員全体がこういうデータを出したのなら、ある程度の信用性はあると思いますけれど。

以上です。

中村 3つほどいただきました。

リスク評価を行うに当たっては、計算をしなければならないのですが、推定ではなくてちゃんとした数字が必要だというご指摘ですが、この点、小野寺さん何かご指摘ありますでしょうか。

小野寺 これは、アメリカに対して物をいうことで、一応結論への付帯事項にも検査をもっとちゃんとやってくれと書いてあるのですけれど、サーベイランスの拡大継続ですね。24ページにありますけれど。そういうことでこれからも日本の政府からアメリカにいきますし、OIEの方でもちょっと今までのままではまずいのではないかという話は、常々アメリカの方にいっています。当然、EU委員会の方でもアメリカにいっていることです。そういうことで、これは向こうがその気になってどんどん検査してくれないと話にならないということです。

一番問題なのは、将来こういう状況が数年続いて、10年でもいいのですけれどしばらくアメリカに全くBSEが出なかったとき、果たしてOIEとか国際機関が清浄国として認めるかどうか。ですから今はいいけれども、将来必ずそういうときの議論にはなるだろうということは、今からいっていることです。

中村 あと、農林水産省あるいは厚生労働省の方にお伺いしたいのですけれども、月齢の判定方法がかなり非科学的であるというご指摘があったのですが、もっと数値とかデータで示せないのかというご指摘でしたが、それはいかがでしょうか。

伊地知 推定月齢というのは、先ほどいいましたように、本当は19カ月齢かもしれないけれども20カ月齢と、2カ月の幅を持たせているということですね。1頭、1頭生まれるのを見ていないので、最初に生まれたものの生年月日を、後に生まれたものにもつけて使っているということなのです。1頭、1頭でないというので、ここは推定月齢と書いてあるわけです。18カ月齢、19カ月齢のものも、20カ月齢だということで使っているから、ここは推定月齢と書かれているのです。ですから、リスクを逆に低めるように、月齢を高

く見込んでいるのですね。

それと、あとほかの要素はどうなっているのだということですが、これはアメリカの格付のシステムで格付のマニュアルというのがある、どういう色でどういうものかというのは明確に規定がされています。その詳細はここには載っていませんけれども、概略は参考資料2の49ページに、赤身の色とか腰椎とか仙椎とかの基準が書いてあります。実際のものは、写真をアメリカのUSDAのホームページに載せているはずですが、ちょっとここには載せてごさいませんが、骨の写真もどこがどうだというのが載せてございまして、アメリカの格付の訓練された専門家であれば、ちゃんと格付ができる仕組みをやっている、格付員は、その牛の月齢が幾らというのはわからずに格付をやって、それを分析した結果ということなんです。

中村 よろしいですか。

桑崎 もう一つ、検査員のばらつきについてご照会をいただいたと思うのですが、要するに、このデータは、1人の人間がやって全部出しているのかというご質問だと思いますが、そうではなくて、検査員のばらつきも考慮してこのデータを出しているという理解をしています。

伊地知 ちょっと今は正確な数字を持っていませんけれども、複数の検査員でやっていたと思います。特定の人がやったということではないということです。ですから、データが少ないので統計的に99%の信頼で1.98%。データの制約があったので、その後追加的な検証でフォローアップもやりましょうということになっているのです。

中村 ということだそうですね。

ほかにごさいますか。たくさん手が挙がりました。では、女性の方。

中原 消費者団体の中原と申します。きょうはリスクコミュニケーションで、今までの知識をより深められる機会を与えられてありがとうございました。

3点ほど。

まず1点は、私たち消費者は選ぶ権利を持っている。その権利を行使するためには情報をしっかりと出していただけないということなんです。そのためには消費者はしっかりと意見を出してくださいというお話があったかと思いますが、残念ながら食品安全委員会には、消費者の代表が出席していません。こういう場所で、先ほどのパネラーの方もしっかりとおっしゃいましたので、ぜひ生鮮食品の表示だけではなくて、加工食品あるいは外食産業につきましても、ガイドラインではなくて義務化をしていただけて、消費者

が選ぶ権利を行使できるような形にさせていただきたいと思います。

それから、リスク管理について。輸入が再開されますと、いわゆる条件が遵守されているかというのは非常に不安でございます。その辺を、先ほどプログラムをつくってとおっしゃっていただきましたが、そういうのを消費者にもわかるように、ぜひ情報開示をしっかりとさせていただきたいと思います。

最後にもう1点、リスクコミュニケーションをしていただく、あるいはパブリックコメントを実施していただく中で、パブリックコメントなどに消費者としては意見をいっているのですが、結果的にはその意見が活かされていないのではないかという不安がございます。ぜひ意見をしっかりと踏まえた上での評価をしてさせていただきたいと思います。

以上です。

中村 ありがとうございます。

3つほどまとめておっしゃっていただきましたが、先ほど伊地知さんからお話がありましたように、表示も含めて消費者が選択ができるような、選択の権利が守られるような措置はきちんととっていただきたいし、そういうことを念頭に置いて、これからいろいろ数値を決めていただければと思っております。

それから、少し詳しくお話を伺いたいのですけれども、食品安全委員会のプリオン専門調査会は、評価の答申案をまとめるに当たって、幾つかの付帯条件をつけました。輸出プログラムがきちんと遵守されているかどうか。先ほどちょっとおっしゃったのですが、一義的にはアメリカ政府、カナダ政府が、きちんと輸出プログラムが守られているかどうかを検証するというか、しっかりやる。でも、日本の農林水産省にしる厚生労働省にしる、査察をやられるということ为先ほどおっしゃいました。具体的にどういうふうにやられるのか、もし現段階でわかっていることがあったら教えていただけますでしょうか。細かいことはいいと思うのですけれども、例えばどういうケースの場合にあり得るのかということ。

桑崎 その前にもう1点申し上げますと、先ほど、査察について、その結果を情報開示してほしいというご要請があったと思います。査察の結果については、厚生労働省、農林水産省のインターネットもしくはマスコミなどを通じて、消費者の方々にその内容について公開をするつもりでいます。それがまず1点。

それから、査察の内容ですけれども、先ほど私もちょっと申し上げましたが、一義的には、今お話がございましたように輸出国政府が責任を持って対応するというところでございますので、政府がどの程度ちゃんとやっているかという監督状況をまず確認する。

それからもう1つは、先ほど参事官が話されましたが、今回さまざまなプログラムに基づいて文書をつくる必要があります。その文書化が適正に行われたかどうかということについても確認をする。

それから、具体的な話になりますと、非常に大事な話ですが、個々の施設に入って、SRMが適正に除去されているか、20カ月齢以下という要件が守られているかどうか、ということについても、現地に赴いて確認をすると今考えています。

中村 ありがとうございます。

それから、今情報開示のこともおっしゃいましたけれども、こういう意見交換会も含めて、パブリックコメント等々も募集しておりますが、それがちゃんと反映されていないのではないかとご指摘がありました。それに対して、どういうお考えなのか、食品安全委員会の方からお答えいただけますか。

西郷 食品安全委員会でございます。きょうのこのような意見交換会の内容につきましても、すべて取りまとめをしまして、プリオン専門調査会の先生方あるいは食品安全委員会の先生方にお伝えをするつもりでございます。それから、今、パブリックコメント、要するに意見・情報の募集を29日まで行っておりますが、それも取りまとめましてご報告をするということになります。

それから、それがどうなったのかということでございますけれど、それにつきましては、こういうご意見についてはこう考えるという専門調査会あるいは食品安全委員会の考え方をつけまして、ご議論いただいた上で、それをすべて公開するというところでやってきております。いっ放しで終わるということではないということでございます。

ただ、食品安全委員会の評価というのは、いわゆる科学的評価でございますので、要するに輸入を再開してはいけないとか、再開すべきだとか、そういうことは食品安全委員会の第一義の仕事ではなくて、リスク評価の内容の科学的な考え方、足りないところがこういうところにあるのではないかとか、こう考えたらどうだといったことにつきまして、もし必要があれば評価の内容について変更もあるかもしれないということでございます。

ですので、ご意見はぜひどしどしと出していただければと考えてございます。

中村 今ご説明があったのですが、出された意見がどういうふうになったのかということについては公開されるというお話ですけど、我々が見る手段はあるわけですね。

西郷 当然、委員会が公開でございますので、その委員会の資料として出てまいりますので、公開ということになります。

中村 インターネットでもちゃんとアップロードされるわけでしょうか。

西郷 はい、載っております。

中村 我々やっていて一番気になるのは、こういう意見交換会でいろいろな意見を拝聴しているわけですが、それがどうなったのかなというアフターケアが非常に気になる場所ですから、これはぜひきちんとやっていただければと思いますので、よろしく願います。もし何かありましたら、お話しいただければと思います。

それから、最初に申し上げましたけれども、今西郷さんもおっしゃったと思うのですが、リスク評価とリスク管理、実効ということは少し組織が違いますので、今後リスク管理を表示も含めてきちんとやっていくかどうか、それはむしろリスク管理機関の方にいくと思いますので、今後いろいろ注文があるかと思いますが、この点もよろしく願います。

ほかは、何かございますか。では、どうぞ願います。

大森 福山の大森と申します。

今回、少ないデータとか不確かな情報で困難といわれながらも出された結論については、食品安全委員会さんの方では責任を持たれているとは思いますが、その内容、評価に対しての委員会自体の満足度といいますか、もっとこういう部分ではこうしたかったとか、そういったところはどうか考えられているのか。

あと、欲しい情報の質とか量が足りないということなのですが、どういう情報が欲しいのか、またそれに対して管理機関の方はどうかたえていくのか。情報提供の方ですね。それが2つ目です。

もう1つは、今回評価をして、1つの結論は出るとは思うのですが、今後再評価を行うようなタイミングというのは、例えば日本でBSEの全頭検査がなくなるときであるとか、あるいは今アメリカやカナダで前提条件とされていることが崩れたというのが確認されたときだとは思いますが、そのほかどのような条件のときに再評価が行われるのか。

以上の3点をお聞きしたいと思います。

中村 最初の2点は、ある程度共通する。簡単に小野寺さんに満足度といいますか、評価案について本当に満足しているのかということも含めて、あるいはどういうデータが欲しかったのかということもあわせてお答えいただければと思います。よろしく願います。

小野寺 国内対策の評価に関しては、国内の特にサーベイランス、スクリーニングと厚生労働省はしていますけれど、そういうことでと畜牛と死亡牛の両方に関してある程度のデータがあった。国内の汚染度がどのくらいあるかというのがまず第一に必要なわけですが、アメリカに関しては汚染度の把握というのが極めて難しかった。結局、汚染度を把握することで、将来その国の例えばBSEが去年からことしふえたとか、来年ふえる可能性があるとか、そういうことが把握できるわけですね。疫学的な学問的な把握ですが、それが極めて難しかったというのが一番の問題かなと思いますね。

SRMに関しても、我々が評価する前に、国際諮問委員会のスイスのキームス博士がやった評価がありまして、それによりますと、SRMも30カ月齢とはいわずに12カ月齢からとってほしいということをしているわけですが、アメリカがそれをなかなか実行できない体制にあったということで、どれだけ将来SRMの除去をEU並みに下げてもらえるのかということに関しても、もう少し具体的にいつてもらいたかったかなと思います。

ですから、検査問題とSRMの問題もありますし、いろいろ挙げれば切りがないですけども、トレーサビリティということですね。本来だったら月齢とかそういうのがちゃんとあった方がいいのです。アメリカの代表が来たときに、仮にアメリカの牛肉がスーパーに並んで、それに何も書いてなかったら、日本の牛肉はトレースが書いてあるから、どちらに手が伸びると思うのですかとちらっといったことがあるのですが、そういうことに関しても、もう少しちゃんとやっているという姿勢を示してほしかった。そんなことが情報提供の問題で欲しかったということです。

そういうことが部分的にあって、物を決めなければいかぬというのは、それはそれなりに委員の中ではかなり不満な人もいたし、100%満足な人はいるかどうかという話になりますけれど、それも10回ぐらい議論を重ねたという1つの理由になるわけですね。

中村 もう1つ、再評価のタイミングがあるのかというご質問があったのですが、これはどちらに伺えばいいのか、私も迷ったのですけれど。

確かに前提条件である輸出プログラムがまっとうされてない場合には、先ほどおっしゃったようにそのものについては輸出をとめることもあり得るということだったのですが、管理側になるのでしょうか。諮問を受けて食品安全委員会がやるというのが一番正常な姿ですが、食品安全委員会の方から発議をして、再評価するということもあり得るんですか。余りないですかね。とすると、どういう条件が考えられるかということになると、先ほど

と同じようなお答えで、前提条件が崩れた場合は、とにかく再評価どころかもうそれでアウトですよ。

伊地知 前提条件が守られなかったら、守ってもらおうようにするというので、直ちに再評価が必要かどうかというのは、ちょっと……。

中村 そうですね。私も聞き方がなかなか難しいのですけれども、今の段階では、どうい場合に再評価するというのは、なかなか想定がつかないというのが現状なんだろうと私は思うのです。あるいは、再評価という言葉が適切かどうかわかりませんが、評価をもう一度やるということもあり得るのかもしれませんが、非常に難しい表現になりますけれども。済みません、ちょっとしゃべり過ぎたかもしれません。

どうぞ、ご質問してください。

クロオカ 生産者の立場から意見を述べさせていただきます。私は農民組合の岡山県連合会の副会長をやっておりまして、畜産部会の部会長をやっておりますクロオカと申します。

結論からいいますと、再三説明されておりますように、専門委員会の答申というものは、リスクの評価は困難というのが結論だと思います。3点書かれておりますが、20カ月以内の若い牛で危険箇所を取り除いた場合はリスクの差は少ないといわれておりますが、それを確実にアメリカ政府が守ってくれるかということになりますと、非常に疑問があると思います。

私たち農民連でも、この夏、代表団が数十名アメリカに渡りまして、と殺場や飼育農家、管理事務所などあらゆる組織を調査して帰りましたが、非常に危険だという結論です。何といっても肉骨粉がいまだに使われております。鶏や豚には公然とやられておりますが、牛にも使われておるという事実があるわけです。先ほど説明されましたが、1997年にアメリカの全米食品医薬品局（FDA）が肉骨粉の使用を禁止しましたが、現場までそれは徹底されていないという事実がございます。

それで、生産農家へ行きました、農家の意見を聞きました。その結果、アメリカではBSEは2003年12月に出て、日本が最大の牛肉の買い手の国であった。1頭から1枚しかとれないタン、舌は、日本の輸入量が全と殺数の80%にもなるそうです。吉野屋などがやっております牛井用のばら肉は、約1660万頭分が日本に輸出されていたということです。それが今、完全にストップしておりますから、アメリカの牛肉業界は大変だということがわかります。ある食肉業者が、完全に日本のように全頭検査をして輸出するから認めると

政府に迫りましたが、政府はだめだといって断ったと調査の結果わかっております。

ニューヨークタイムズが3月16日に、日本のように米国も全頭検査をすべきだと主張しております。米国では年間3500万頭の牛がと殺されるが、過去15年間で検査された牛はわずか32万5000頭だけだ。これは、安全性に警鐘を鳴らすに十分な事実であると述べておるわけでありませう。

そういうことで、ウィスコンシン州の大量の牛肉の生産をしておる農家、ジョン・ヒンズマンという78歳の方がいっております。現状のままで日本はアメリカ牛肉輸入を再開すべきではない。60年も牛を飼っている自分がいうのだから間違いないと断言されております。自分はBSEが出て、すぐ飼料をオーガニックに切りかえたが、いまだに安い肉骨粉を使用している仲間は大勢この周りにいると。その人を紹介してもらおうと思ったのですが、それはだめでした。

そういう事実がある中で、本当に完全に輸出プログラムをアメリカに守っていただけるのかどうか、非常に心配でございます。この委員会の結論も、もしそれが守られなかった場合は、輸入ストップも考えなければならないといっておりますけれど、まだ非常に疑問、不安が残る内容で、幾ら日米同盟を強化するということが背後にありましても、今のままでは輸入すべきではないと思います。

中村 今幾つかあった中で、先ほどパネラーの方からもご指摘があったのが1点ございます。それはクリアにしておかなければならないと思います。

今の質問の趣旨はアメリカは信用できるのかどうかということなのですが、先ほどの小野寺さんの説明では、例えば牛の飼料については、アメリカは1997年11月からきちんと守られていると。でも守られていない農家があるじゃないか、だからアメリカのいうことは信用できないというご指摘があったと思うのですが、この点はやはり査察をしっかりと、輸出プログラムが全うされているのかどうか担保するしか日本の管理機関としてはないわけですね、今のところは。

伊地知 飼料規制そのものは食肉の安全性に直接は関係しないので、アメリカ政府に抗議というよりも、もし今いわれた方が本当に肉骨粉を多くの農家が牛にやっているということであれば、きのうも申し上げたのですけれども、我々がアメリカ政府と会議をやる機会に、こういう話があるという情報提供をしたいと思っております。具体的にどこのだれがそういうのを使っているというのを教えていただければ、アメリカに、守られていないという情報を得ていますということをお願いしたいと思っております。後で教えていただければ

ばと思います。

中村 そうですね。ぜひご教示いただければ。

済みません、時間がだんだん迫ってまいりましたので、壇上におられるパネラーの方に、最後にお話を伺いたいと思っております。きょうは時間配分も不手際があったのですが、きょうの意見交換会で小野寺さんのお答え、管理機関の考えというものを伺ったのですが、これを聞かれて疑問が少し氷解したなということなのか、あるいはもっと疑問が深まったのかということも含めて、感想をそれぞれのパネラーの方にお伺いできればと思います。

まず、岡村さんからお伺いできますでしょうか。

岡村 今の質問に対しては、疑問がますます広がったのかどうかはわかりません。

ただ感想めいたことなのですけど、表示の問題というのは、私たち消費者が最終的に判断するすべなんですよ。この権利を奪うということは、消費者としての全人格を奪うという大げさですけど、そういう意味では、先ほど会場の方からもありましたけれど、加工食品、外食、これは一昨年の農林水産省の調べによると66%が加工あるいはその他の外食産業なんですよ。非常に多いわけです。これはぜひ罰則を含めた義務化というものを前向きに検討してほしい。しかも、先ほどもいいましたけれど、JAS法もでしようが、消費者基本法の立場からも、それを実現する方向でぜひ検討してほしいということが1つ。

もう1つは、全頭検査の問題で述べたいのですが、日本国内においても8頭目、9頭目は23カ月齢と21カ月齢で発覚しました。2歳以下の若い牛にはないといわれていたのですけれど、これはやはり全頭検査の成果だと思います。そのとき、多分農林水産省の方からもそのようにいわれた記憶がありますけれど、そのことが今、国内において信頼と安心の世論を形成しておるのだと思います。全頭検査に関しては、世論も7割ぐらいが支持です。先般の日本農業新聞の世論調査を見たのですけれど、アメリカからの輸入再開について、42%が購入しない、70%が不安だといっております。どうすれば購入するかというと、米国が全頭検査を実施するが66%と一番高いのです。この世論を無視すると、先ほど山崎さんがいわれたように、また同じことを繰り返しかねない。この問題は非常に大きいと思います。

以上です。

中村 ありがとうございます。

世論を無視しないで、ちゃんと結論を出してほしいと。済みません、後ほどちょっとまたお願いできますでしょうか。

山崎さん、生産者の立場からも含めてお願いできますか。

山崎 いずれにしても、再び牛肉に対する消費者の大きな不信感といった事態が起きないように、そのことを通じて生産者が路頭に迷うことのないような施策をしっかりとお願いしたい。そういった意味で、最初から再三いっていますけれども、査察の徹底、それから表示の徹底という2点について、さらなる前進があるようによろしく願いしたいと思います。

中村 ありがとうございます。

では、旦さん、最後になりましたが。

旦 今、いみじくも21カ月齢、23カ月齢の話が出ましたが、これについては異常プリオンであることは間違いなしのしょうけれども、非常に微量である。通常のBSE感染牛と比較したら1/500から1/1000ぐらいの少ない量であった。そして、その後、この感染性についてのマウス実験が行われていますけれども、もう2年以上たっているのに、いまだに中間報告さえされていない。これは、本当にBSE感染性のあるものかどうかということを、まずきちっとやっていただきたいなと思います。そうでなければ、相変わらず世界基準の30カ月というところになかなかいかないというのが1つ。

それから、全頭検査というのが出ましたけれど、本来は、日本で2001年にBSEが発生したときには、24カ月齢以上の症状牛と30カ月齢以上の健康牛をすべてサーベイランス、いわゆるスクリーニングを行うと決めていたものを、安心の担保ということで全頭検査に切りかえたという経緯がございます。その辺のところを、やはり行政なりがきちっと国民の皆様はその真実を伝えていかないと、いつまでたっても全頭検査神話がずっと続いて、SRM除去こそが最大のBSE対策であるということが理解されないままに過ぎていくという懸念を感じております。

私自身は、きょうのことをやったことで理解が深まったというよりは、よく理解しておりますけれども、いろいろ皆さんのお話をお伺いすると、やはりそういう不安というのがまだ残っている。その部分においては、確かにこのリスクコミュニケーションは必要でありますけれども、きちっとした説明を国としてやっていていただきたいと感じました。

中村 きちんとした周知、わかりやすい説明をするということは、私の願いでもありますので、これはぜひお願いしたい。これはリスク管理機関にも、リスク評価組織にも、それぞれお願いしたいなと思っております。

もっと長くやれというご指摘もあるかと思いますが、残念ながらお約束の時間が来てしまいました。きょうは、ちょっと舌足らずのところもあった、あるいは満足いかないう議論もあったかと思いますが、皆様からのご意見も含めて大体いただけたかなと思っております。オフィシャルな、フォーミュラな会合はこれでおしまいにしたいと思いますので、後ほど時間が許す限り、ご質問があったらそれぞれ個々の方にお伺いしてください。

とりあえずはフォーマルな会合は終わりたいと思います。パネラーの皆さん、きょうは どうもありがとうございました。(拍手)

西郷 中村コーディネーター、パネリストの皆様、各省の方、どうもありがとうございました。また、会場の方からも積極的なご発言をいただきまして、ありがとうございました。

1点だけ、評価は次いつやるのだというお尋ねがあったかと存じます。次、いつ評価ということは決まってないのですが、要するに科学的な評価でございますので、新たに科学的な知見があって、評価をし直さなくてはいけないということがあった場合については、管理官庁から評価要請があるかもしれませんし、法律によりまずと食品安全委員会のみずから評価を始めることもできることになってございます。ですので、今までの評価では役に立たないということになれば、当然のことながらまた始まるということがいえるかと存じます。

では、会場の皆さん、どうぞパネリストの方々に、もう一度温かい拍手をいただければと存じます。ありがとうございました。(拍手)

#### (5) 閉会挨拶

西郷 それでは、これもちまして、きょうの意見交換会を終了させていただきます。大変ありがとうございました。

なお、アンケートを、ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

また、意見・情報の募集は11月29日まででございます。それもよろしくお願ひ申し上げます。

午後5時04分 閉会